

「我が国の高等教育の将来像【答申】 （平成17年1月28日）」後の状況

第2章 新時代における高等教育の全体像

2 高等教育の量的変化の動向

(1) 全体規模に関する考え方

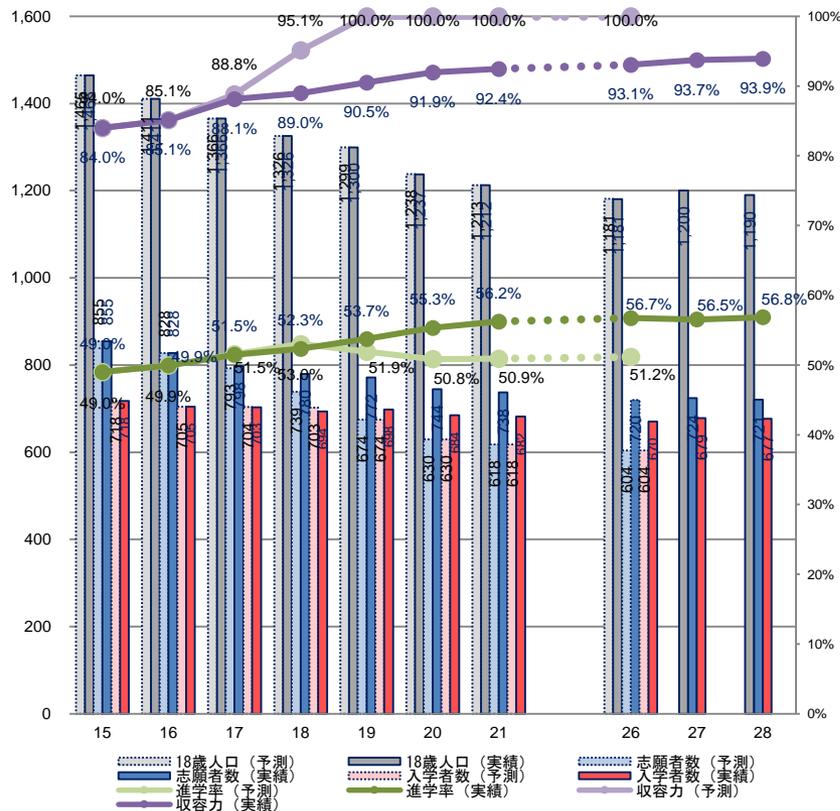
18歳人口が減少する中、大学・短期大学の収容力（入学者数÷志願者数）は平成19（2007）年には100%に達するものと予測される。様々な変化を背景に、全体規模の面のみからすれば、高等教育についての量的側面での需要はほぼ充足されてきており、同年齢若年人口の過半数が高等教育を受けるというユニバーサル段階の高等教育が既に実現しつつあると言える。

今後、少子化の影響等により、在籍者数が大幅に減少して経営が困難となる機関も生ずることが予想される。中には、学校の存続自体が不可能となることもあり得る。その際には、特に在学生の就学機会の確保を最優先に対応策が検討されるべきであり、そのための関係機関の協力体制が必要である。

答申後の状況①

- 大学・短大の収容力は、平成28年度現在93.9%であり、100%に不到達
- その原因は、予測よりも志願者数が多かったことによるもの

【試算と実績の比較】

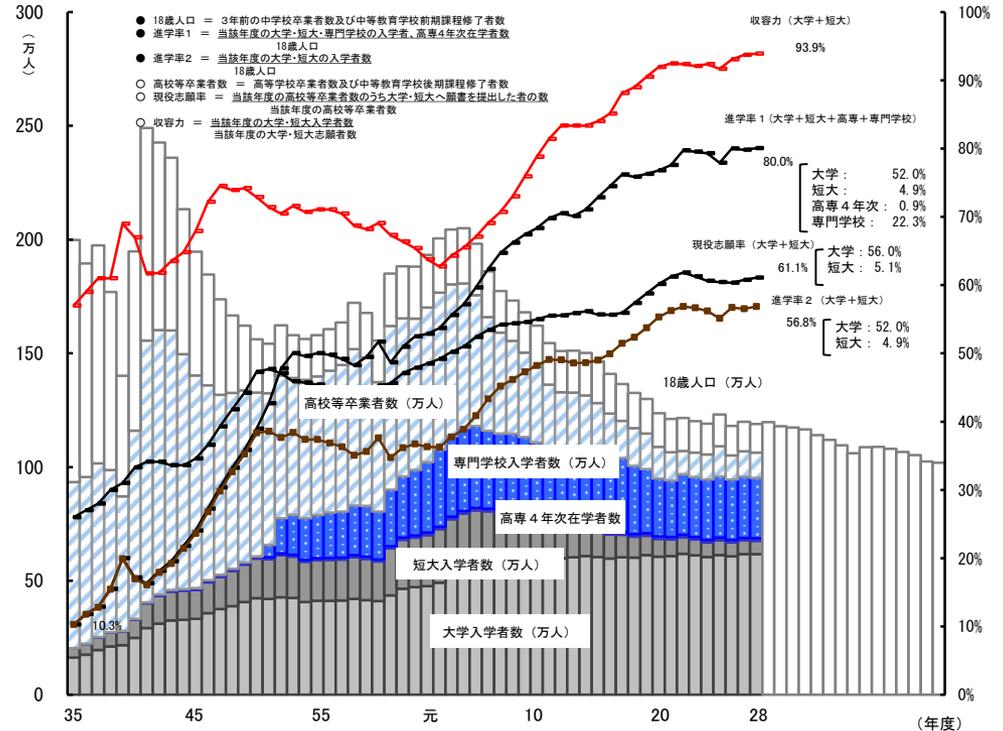


出典：文部科学省「学校基本統計」を元に作成

答申後の状況②

- 高等教育機関全体としての数や入学者数は減少する一方、四年制大学の数や入学者数は増加している。

【18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移】

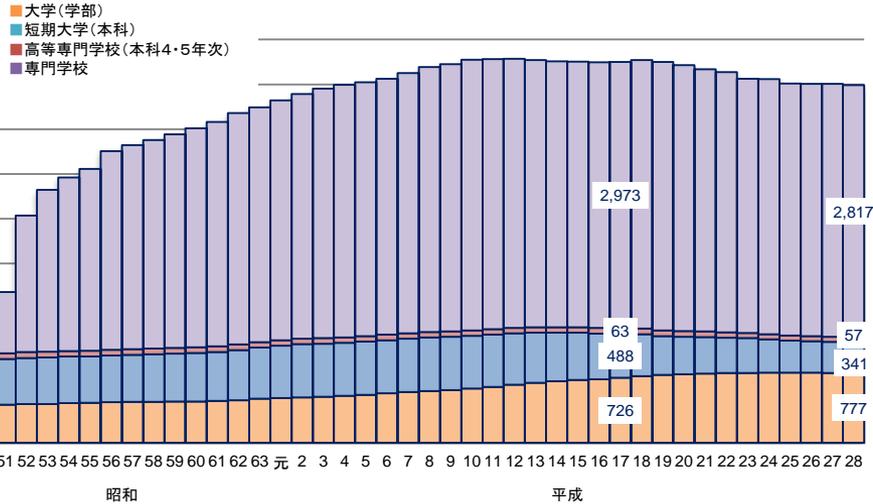


出典：文部科学省「学校基本統計」、平成41年～43年度については国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成
 ※進学率、現役志願率については、少数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

答申後の状況③

- 平成17年と比較すると、**高等教育機関の総数は減少**。この間、**大学の数は短期大学からの転換もあり増加**している

【各高等教育機関の学校数の推移】

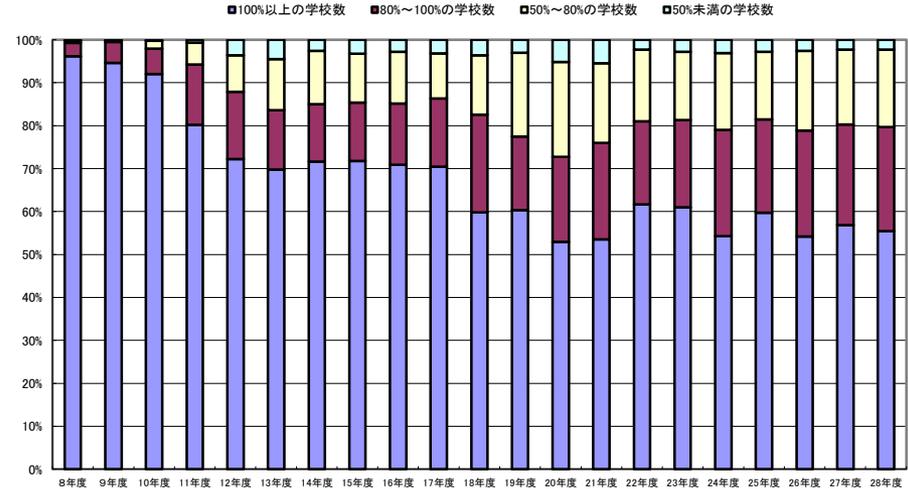


出典：文部科学省「学校基本統計」

答申後の状況④

- 私立大学においては、既に**約4割の大学が定員割れ**している
平成17年度から**廃止された私立大学は10校**（昭和25年から平成17年度までは2校）

【私立大学における入学定員充足率の推移】



出典：日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」

【将来像の主な内容】

第2章 新時代における高等教育の全体像

2 高等教育の量的変化の動向

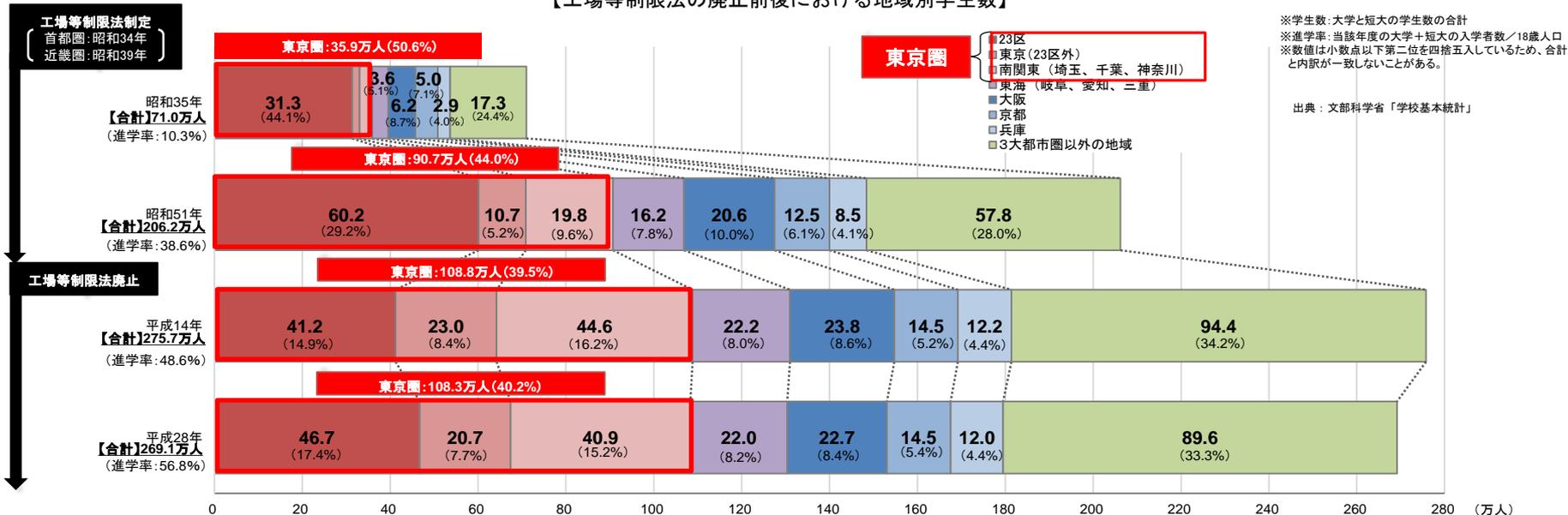
(2) 地域配置に関する考え方

大都市部における過当競争や地域間格差の拡大によって教育条件の低下や学習機会に関する格差の増大等を招くことのないような方策を講ずることは重要な課題である。その際、人材の流動性や遠隔教育の普及等とともに、地方の高等教育機関は地域社会の知識・文化の中核として、また、次代に向けた地域活性化の拠点としての役割をも担っていることに留意する必要がある。

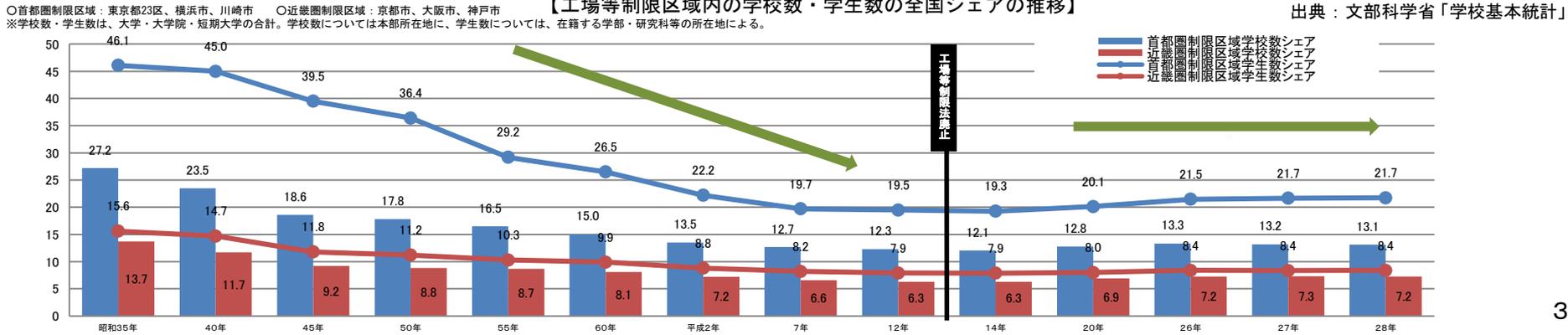
答申後の状況①

■工場等制限法が廃止され、首都圏等における大学等の設置抑制が解除された後、東京23区では学生数が増加したが、**東京圏全体としてはほぼ横ばい**となっている。

【工場等制限法の廃止前後における地域別学生数】



【工場等制限区域内の学校数・学生数の全国シェアの推移】

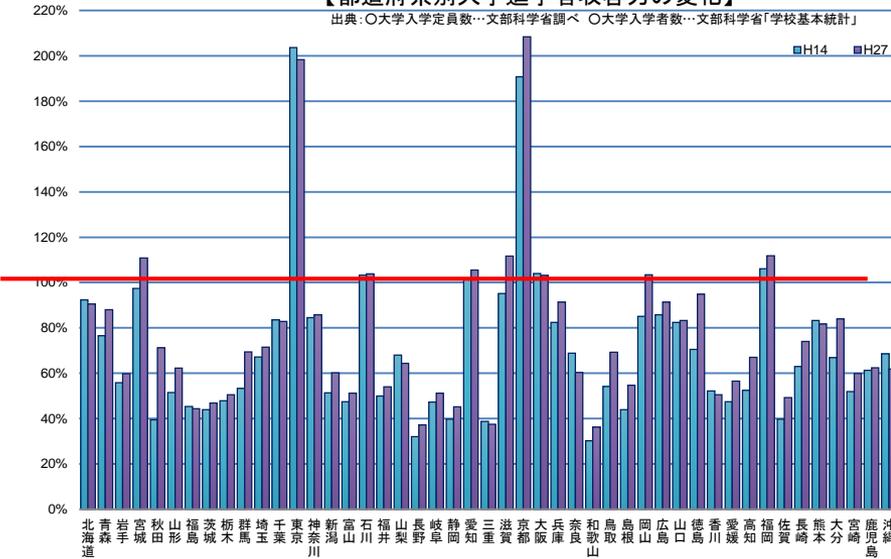


答申後の状況②

■各県ごとの収容力については、東京及び京都が突出したまま。現状で定員充足率を満たしていない地域もある。また、各県ごとの大学進学率の差は広がってきている。

【都道府県別大学進学者収容力の変化】

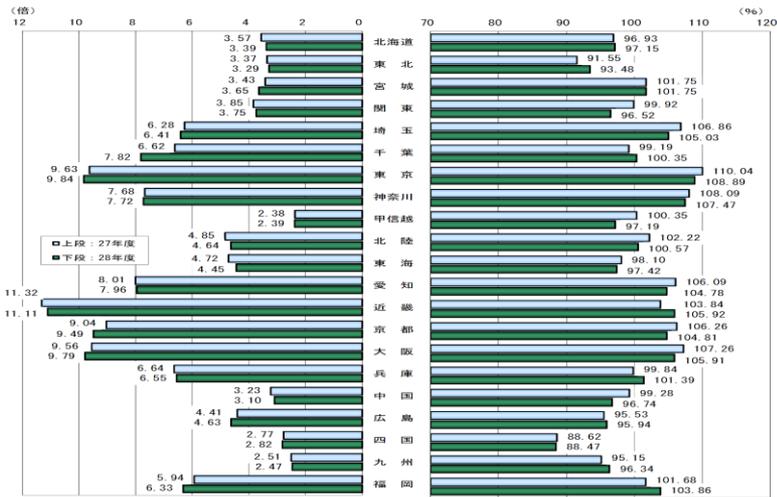
出典：○大学入学定員数…文部科学省調べ ○大学進学者数…文部科学省「学校基本統計」



【私立大学における地域別志願倍率・入学定員充足率（平成28年度）】

地域別の志願倍率(大学・学部別)

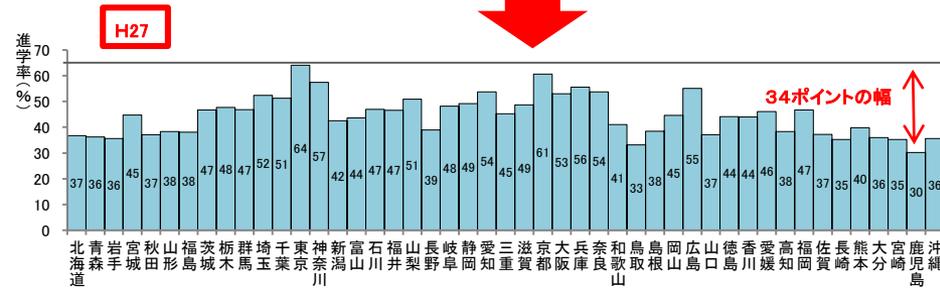
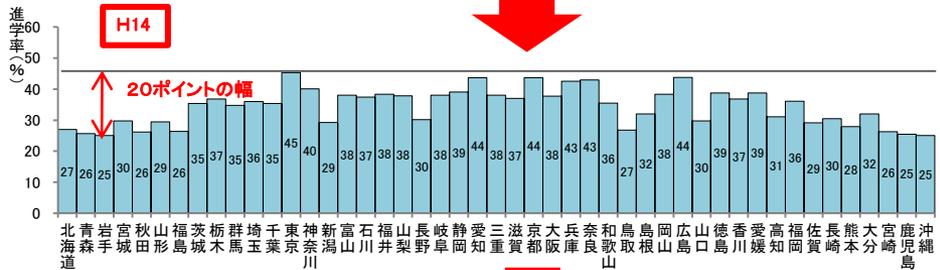
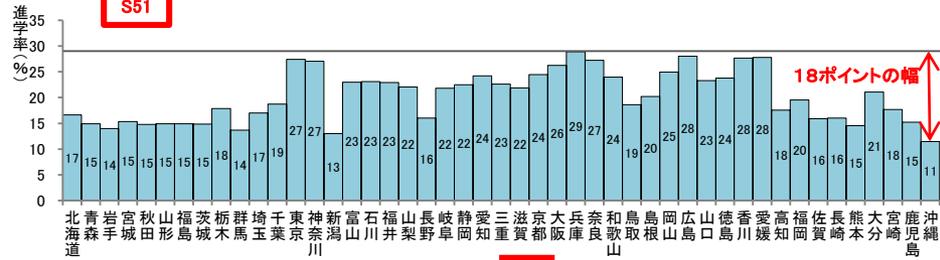
地域別の入学定員充足率(大学・学部別)



地域区分

地域区分	志願倍率(上段)	志願倍率(下段)	入学定員充足率(上段)	入学定員充足率(下段)
北海道				
東北	3.57	3.39	96.93	97.15
宮城	3.37	3.29	91.55	93.48
関東	3.43	3.65	101.75	101.75
千葉	3.85	3.75	99.92	96.52
東京	6.28	6.62	106.86	105.03
神奈川	7.82	7.72	99.19	100.35
甲信越	4.85	2.38	100.35	107.47
北陸	4.64	4.72	97.19	102.22
東海	4.72	4.45	100.57	103.84
愛知	8.01	7.96	97.42	106.09
近畿	9.63	9.84	104.78	104.78
京都	9.49	9.56	108.89	108.09
大阪	9.79	9.79	106.26	107.26
兵庫	6.64	6.55	105.91	99.84
中国	3.23	3.10	101.39	99.28
広島	4.41	4.63	96.74	96.74
四国	2.77	2.82	95.53	95.94
九州	2.51	2.47	88.62	88.47
福岡	5.94	6.33	95.15	96.34
			101.68	103.86
北海道				
東北	青森・岩手・秋田・山形・福島			
宮城	宮城			
関東	茨城・栃木・群馬			
埼玉	埼玉			
千葉	千葉			
東京	東京			
神奈川	神奈川			
甲信越	新潟・山梨・長野			
北陸	富山・石川・福井			
東海	岐阜・静岡・三重			
愛知	愛知			
近畿	滋賀・奈良・和歌山			
京都	京都			
大阪	大阪			
兵庫	兵庫			
中国	鳥取・島根・岡山・山口			
広島	広島			
四国	徳島・香川・愛媛・高知			
九州	佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄			
福岡	福岡			

【大学進学率の地域間格差】



出典：文部科学省「学校基本統計」

出典：日本私立学校振興・共済事業団「平成28(2016)年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より抜粋

答申後の状況③

■ 地方の高等教育機関の振興のため、様々な支援方策を実施

<国立大学>

国立大学法人運営費交付金に**3つの重点支援の枠組み**を設定し、各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援を実施（平成28年度から）

重点支援① ← 55大学

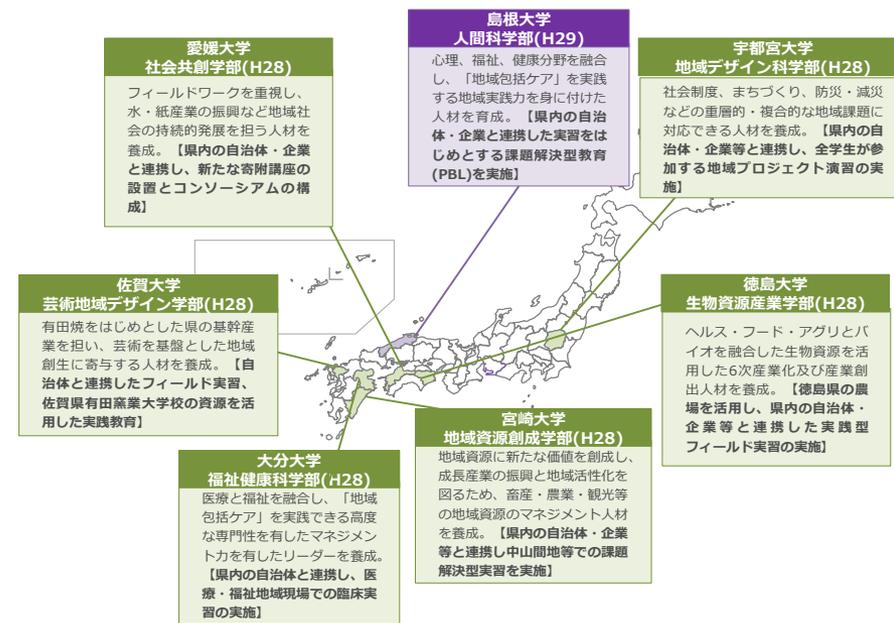
地域のニーズに応える人材育成・研究を推進

重点支援② ← 15大学

分野毎の優れた教育研究拠点やネットワークの形成を推進

重点支援③ ← 16大学

世界トップ大学と伍して卓越した教育研究を推進



<私立大学>

私学助成に**5つのタイプ**を設定し、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等を重点的に支援（平成25年度から）

【地方創生人材の育成、地域社会貢献等に関する取り組み（私立）】

タイプ1 教育の質的転換 ← 362校

タイプ2 地域発展 ← 167校

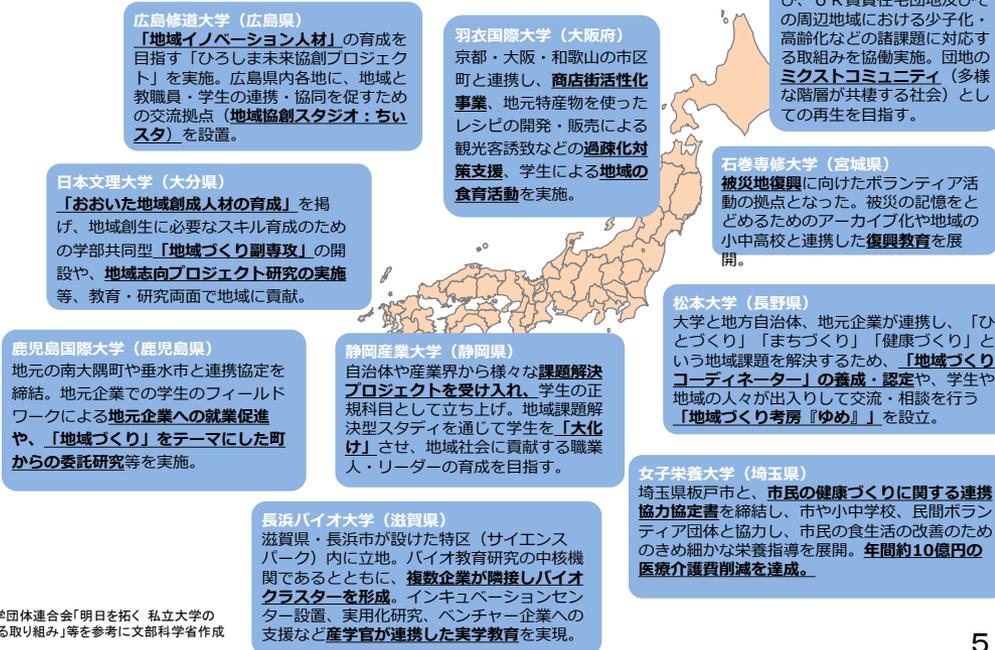
タイプ3 産業界・他大学等との連携 ← 80校

タイプ4 グローバル化 ← 81校

タイプ5 プラットフォーム形成
←平成28年度は選定無し

※平成28年度選定校数 合計690校は延べ数（実数は457大学）

※選定校は大学、短大及び高専の数



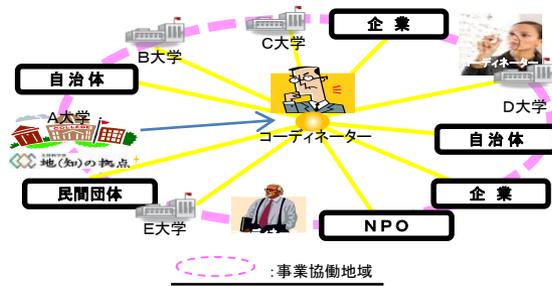
出典：日本私立大学団体連合会「明日を拓く 私立大学の多様で特色ある取り組み」等を参考に文部科学省作成

<国公立大学>

「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業～地（知）の拠点COCプラス～」により、学生にとって魅力ある就職先を創出・開拓するとともに、地域が求める人材を育成するための教育改革を実行する大学を支援（平成27年度から）
 埼玉、東京、神奈川、愛知及び大阪を除く42都道府県で実施。参画する校数※は256

※大学、短大及び高専の数

【COC の実施体制】



- ①事業協働地域の産業活性化、人口集積を推進するため、大学群、自治体、企業等の課題（ニーズ）と資源（シーズ）の分析
- ②①を踏まえた雇用創出・就職率向上の目標値設定
- ③地域が求める人材養成のための教育プログラムを実施するために必要な人的・物的資源の把握
- ④教育プログラムの構築・実施

- 【大学】
- 地域特性の理解(地域志向科目の全学必修)
 - 専門的知識の修得と地域をフィールドとする徹底した課題解決型学修による地域理解力と課題発見・解決能力の修得 等
- 【地方公共団体・企業等】
- 実務家教員の派遣
 - 財政支援
 - フィールドワークやインターンシップ、PBL等を実施するための場の提供 等

- 【成果】
- ・事業協働地域における雇用創出
 - ・事業協働地域への就職率向上
- ➡ 若年層人口の東京一極集中の解消

第2章 新時代における高等教育の全体像

2 高等教育の量的変化の動向

(3) 今後の人材養成の分野別構成に関する考え方

今後の様々な人材需要に対しては、各高等教育機関が、幅広い基礎的な教育を充実すること、柔軟に教育組織を改組すること、社会人の再教育を充実させること等により対応を図ることが基本である。国は、高等教育機関の自主的・自律的努力を支援するとともに、人材需要見込み等を的確に把握して情報提供する仕組みを整えるべきである。

抑制方針が維持されている医師、歯科医師、獣医師、教員及び船舶職員の5分野の取扱いについては、人材需給見通し等の政策的要請を十分に見極めながら、抑制の必要性、程度や具体的方策について、必要に応じて個別に検討する必要がある。

答申後の状況①

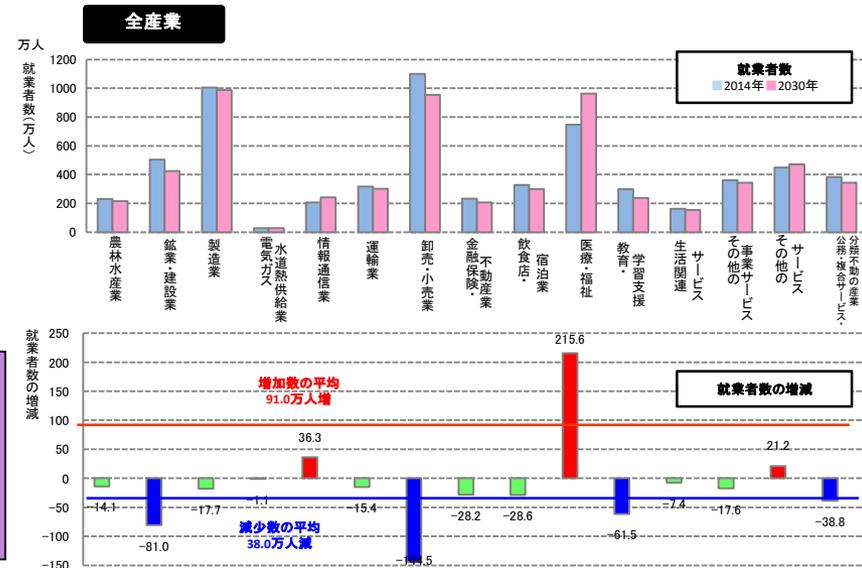
- 理工系人材育成に関する産学官円卓会議では、産学官が連携し、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界での活躍の促進方策について議論しており、平成29年5月末に取りまとめ予定。今後、継続的に議論していく。
- 経済産業省などの公的機関やシンクタンクで、産業別や職業別の就業者数の推移予測は行われているが、現時点では情報提供の仕組みとして確立しているとは言えず、医学や看護などの特定の資格職以外は大学の教育組織の改組に結びついているとは言い難い。

【大学（学士課程）の分野別学生数の推移】



出典：文部科学省「学校基本統計」

【産業別就業者の推移（2014年～2030年（産業再生・参加進展シナリオ）】



出典：労働政策研究・研修機構 資料シリーズNo.166「労働力需要の推計」

答申後の状況②

- 平成14年度までは大学等の新増設は原則抑制しており、特定の分野（看護・情報・社会福祉・医療技術・先端科学技術）の人材養成に係るものしか認められなかった。平成15年度以降は抑制方針が維持された5分野（医師・歯科医師・獣医師・教員・船舶職員）を除き、自由な新増設が可能となった。その後、教員については、需要が急増している現状を考慮し、抑制を撤廃することとした〔平成17年3月25日 教員養成系学部等の入学定員の在り方に関する調査研究協力者会議〕。また、医学部に関しては地域の医師確保の観点等から定員増を実施。加えて、千葉県成田市に国家戦略特区の事業として国際医療福祉大学が医学部を新設

【将来像の主な内容】

第2章 新時代における高等教育の全体像

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

(1) 各高等教育機関の個性・特色の明確化

新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、学校種（大学・短期大学、高等専門学校、専門学校）ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない。

(2) 大学の機能別分化

高等教育機関相互の連携協力による各機能の補完や充実強化も、必ずしも設置形態の枠組みにはとらわれずに促進されるものと考えられる。

特に大学は、全体として①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野（芸術、体育等）の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）等の各種の機能を併有するが、各大学ごとの選択により、保有する機能や比重の置き方は異なる。その比重の置き方が各機関の個性・特色の表れとなり、各大学は緩やかに機能別に分化していくものと考えられる。

答申後の状況①

- 国立大学は、以下の施策により、個性・特色を明確化。
 - ・ 第2期中期目標期間中（平成22年度～平成27年度）は、将来像における分類を踏まえて、大学が中期目標期間中に充実を図る機能を選択
 - ・ 大学と国が意見交換を行い、各大学の学問分野ごとに強み・特色・社会的役割（ミッション）を再定義（平成25年・平成26年）し、更なる個性・特色の明確化と機能強化を実施
 - ・ 第3期（平成28年度～平成33年度）は第2期をさらに押し進め、国が提示した三つの重点支援の枠組みのうち、大学自らが一つを選択
- 私立大学は、建学の精神に基づき自らの強み・特色を活かした教育・研究を実践。加えて、私学助成により「地域連携」「産学・他大学連携」「グローバル化」等の改革に全学的・組織的に取り組む大学を重点支援し、更なる個性・特色を伸ばす施策を実施
- その他、国公私を通じ、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（H27～）」や「スーパーグローバル創成支援事業（H26～）」などを支援

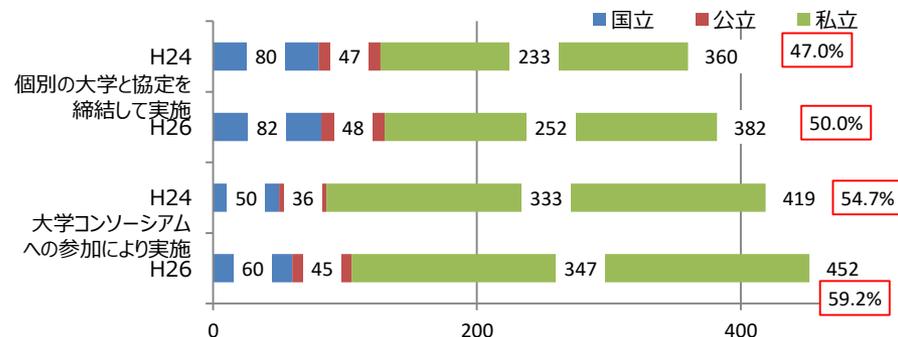
答申後の状況③

- 新たな高等教育機関として「専門職大学」及び「専門職短期大学」を制度化。

答申後の状況②

- 高等教育機関の連携協力も進んでおり、地域の大学コンソーシアムや大学連携組織は、28団体（H16）から47団体（H29.4月）に増加。（全国大学コンソーシアム協議会加盟数）
- コンソーシアムなどでは、例えば、遠隔授業（他大学が配信する授業を自大学にいながらにして受講）や単位互換（講義を共同開講し、自大学の単位として認定）の実施により、各機関の機能を補完・充実強化している。

【国内の大学との単位互換制度の実施方法（大学数）】



（注）平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。
出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」（平成26年度）

【将来像の主な内容】

第2章 新時代における高等教育の全体像

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

(3) 学習機会全体の中での高等教育の位置付けと各高等教育機関の個性・特色

高等教育の将来像を考える際には、初等中等教育との接続にも十分留意する必要がある、入学者選抜の問題だけでなく、教育内容・方法等を含め、初等中等教育から高等教育までそれぞれが果たすべき役割を踏まえて一貫した考え方で改革を進めていく視点が重要である。また、より良い教員養成の在り方についても検討していく必要がある。

生涯学習との関連でも、高等教育機関は履修形態の多様化等により、重要な役割を果たすことが期待される。

答申後の状況①

- 中教審答申、教育再生実行会議及び高大接続システム改革会議の議論を踏まえ、**今後の時代を生きる上で必要となる資質・能力＝学力の3要素（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学ぶ態度）を育成するため、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体改革を実施。**

【高大接続改革の進捗状況（H29.5月現在）】

1 高等学校教育改革

教育課程の見直しについて、平成28年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受け、平成29年度に高等学校学習指導要領改訂予定。

高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るため、平成30年度中の「高校生のための学びの基礎診断(仮称)」の運用開始を目指す。国が一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設。多様な測定ツールの整備・活用を促進。各高校等における活用を通じて指導の充実を図り、PDCAサイクルの取組を促進。

2 大学入学者選抜改革

平成28年4月に「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」検討・準備グループを設置し、記述式・英語の実施方法・時期等について検討し、実施方針(案)を取りまとめた。

- ◆ 「知識・技能」だけではなく、思考力・判断力・表現力を中心に評価するため、現行の「大学入試センター試験」を平成32年度に実施するものから「大学入学共通テスト(仮称)」に転換

- ・国語・数学に記述式問題を導入

- ・英語については4技能(読む・聞く・話す・書く)を適切に評価するため、民間の資格・検定試験を活用する方向で検討

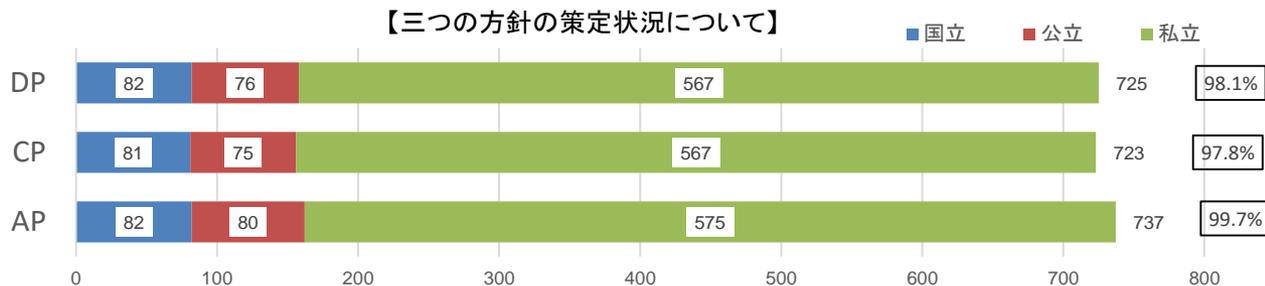
高校や大学関係者等による「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で、入学者選抜に関する新たなルールづくりや調査書・提出書類の改善等について検討し、平成29年5月に平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告(案)を取りまとめた。

3 大学教育改革

◆三つの方針の策定

平成20年12月中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」において、改革の実行に当たり、もっとも重要なのは、各大学が、教学経営において「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れの方針」の三つの方針を明確にして示すことであると指摘。

平成28年3月に大学教育の質的転換を目指して、①卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、②教育課程の編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、③入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)の三つの方針の一体的な策定のための省令を改正。平成29年度より全ての大学において三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表することを制度化。



出典:文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成26年度)

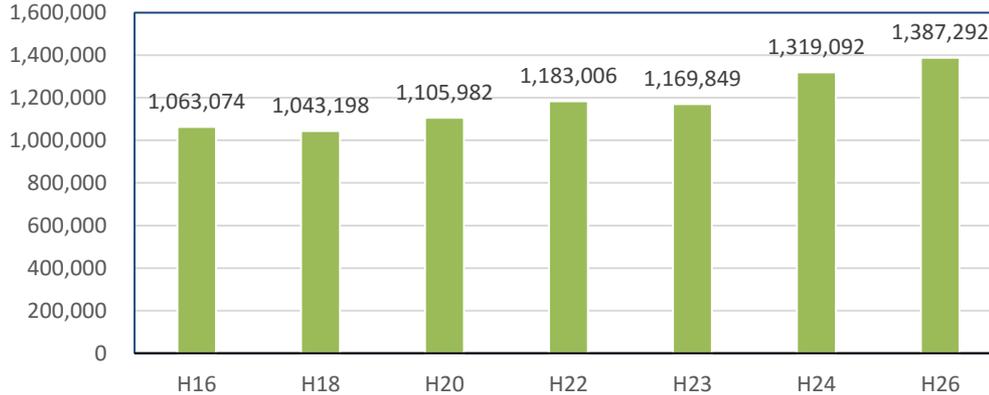
答申後の状況②

- より良い教員養成・免許制度の在り方については、平成21年度から教員免許更新制を導入(免許状更新講習の受講・修了等が必要)したほか、平成27年12月に中央教育審議会において「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」答申を取りまとめ、同答申を踏まえて、大学においてより実践的な指導力のある教員を養成するため、外国語に係る小学校教諭の特別免許状の創設や免許状の取得に必要な最低単位数に係る科目区分の統合など平成28年11月に教育職員免許法を改正。

答申後の状況③

- 学び直す意欲のある社会人への具体的に対応するため、大学等における社会人入学や公開講座などを実施。
大学の公開講座受講者数（H26）は10年前と比較すると約3割増加。
 大学・大学院の正規課程への社会人入学者数はここ数年横ばい、短期大学・専修学校においては減少傾向。
日本の学士・修士・博士課程における社会人入学者の割合は低いものとどまっている。

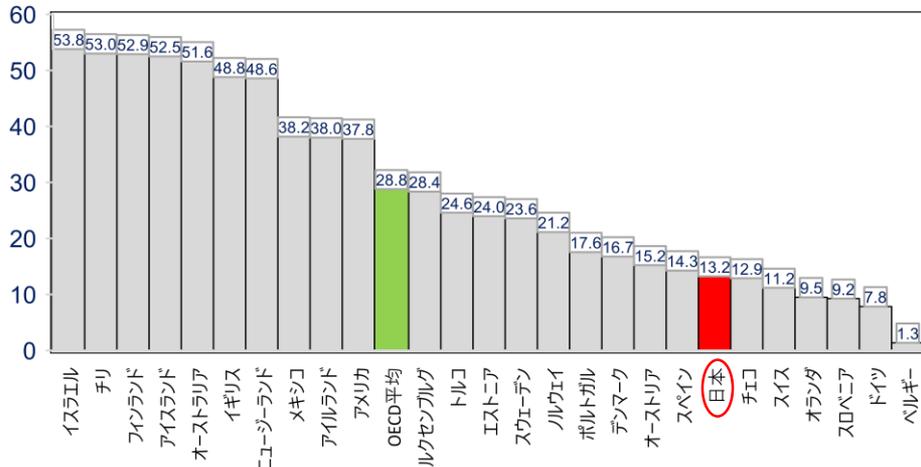
【大学の公開講座受講者数】



出典：文部科学省「平成27年度開かれた大学づくりに関する調査研究」（平成28年3月）

【30歳以上の修士課程への入学者の割合】

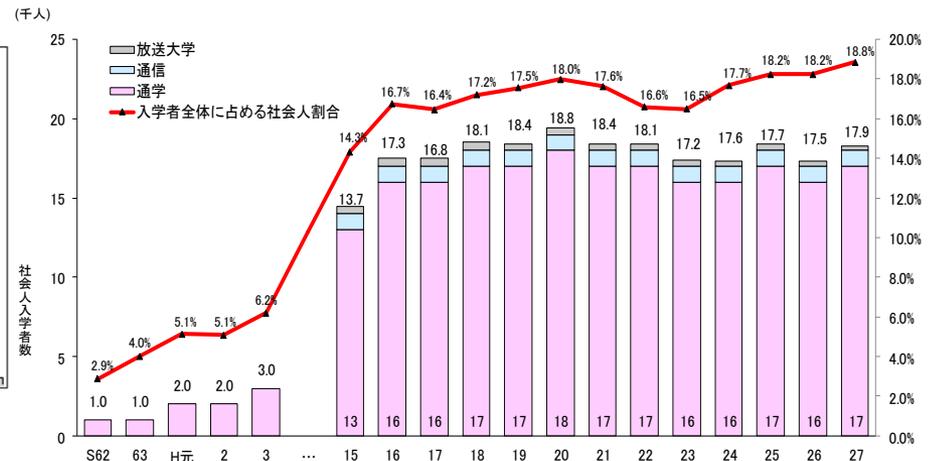
(2014年※)



※日本の数値は2016年。

出典：OECD Education at a Glance (2016) (諸外国) 及び「平成28年度学校基本統計」(日本)。
 日本以外の諸外国の数値については、高等教育段階別の初回入学者の割合(留学生を含まない)。
 日本の数値については、それぞれ①短期大学、②学士課程、③修士課程及び専門職学位課程、
 ④博士課程として算出(留学生を含む)。

【博士・修士・専門職学位課程への社会人入学者数(推計)】



※ 通信及び放送大学の社会人入学者は推計である(「学校基本調査報告書(高等教育機関変)」をもとに、通信制学生のうち職についている学生の割合から案分)

※ 通学の「社会人」は、職に就いている者(経常的な収入を得る仕事に現に就いている者)、経常的な仕事を得る仕事から既に退職した者、主婦・主夫を指す。

出典：文部科学省「学校基本統計」等

【将来像の主な内容】

第2章 新時代における高等教育の全体像

3 高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化

(4) 高等教育を取り巻く環境の変化と各高等教育機関の個性・特色

国内外の高等教育機関の国際展開等の国際化の進展や情報通信技術の発達、e-Learningの普及等の中で、各高等教育機関は個性・特色の明確化を一層進める必要がある。

大学教育の提供による学位授与の機会を拡大するに当たっては、我が国の学位の国際的通用性の確保に十分留意することが必要である。

答申後の状況①

■日本の大学等における外国人留学生は増加傾向にあるが、主に学位取得を目的とする日本人の海外留学は減少傾向。

留学生政策の基本方針に基づき、学位取得を目指して海外の大学院・学部に進学する日本人学生や大学間交流協定等に基づく相互の短期留学を支援する制度や海外留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」など新たな取組を実施。

留学生政策の基本方針

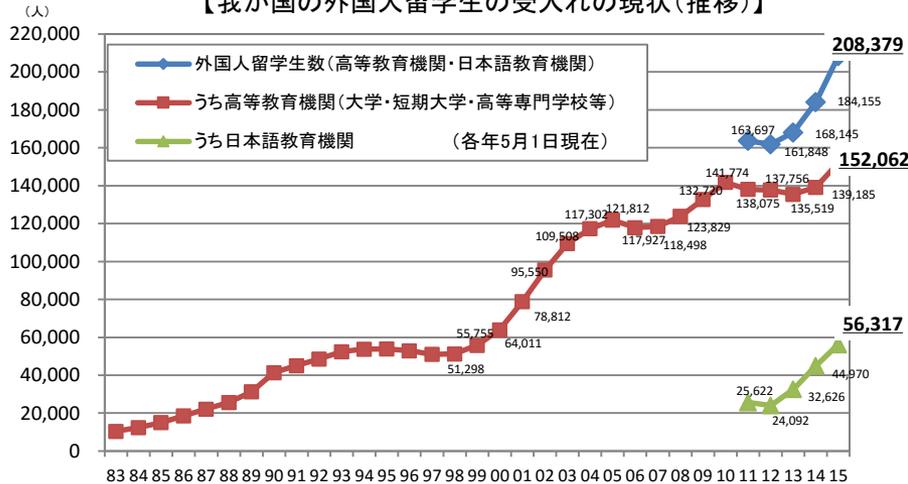
【KPI】2020年までに留学生交流を倍増させる。(H25閣議決定)

日本人の海外留学：大学生等6万人(2010年)→12万人

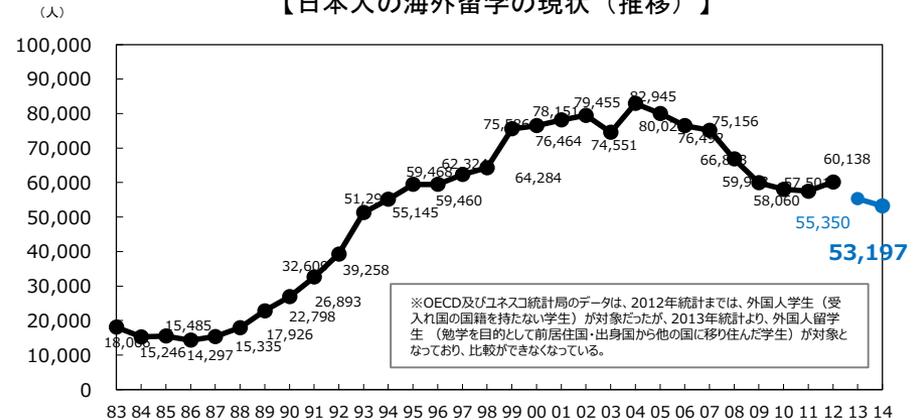
高校生 3万人(2011年)→6万人

外国人留学生の受入れ：14万人(2012年)→30万人

【我が国の外国人留学生の受入れの現状(推移)】



【日本人の海外留学の現状(推移)】



出典：OECD「Education at a Glance」、ユネスコ統計局、IIE「Open Doors」、中国教育部、台湾教育部

※「出入国管理及び難民認定法」の改正(平成21年7月15日公布)により、平成22年7月1日付けで在留資格「留学」「就学」が一筆化されたことから、平成23年5月以降は日本語教育機関に在籍する留学生も含めて計上している。

出身国・地域別

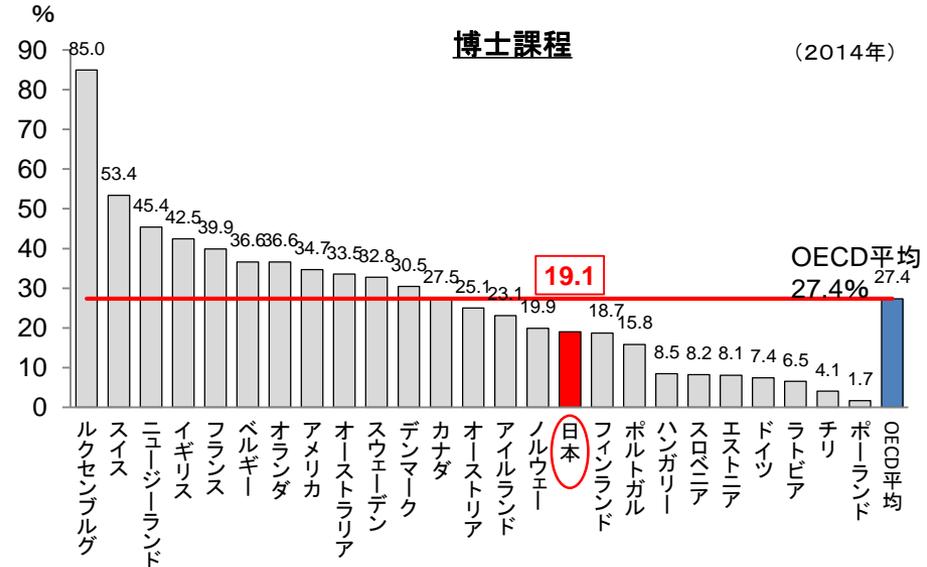
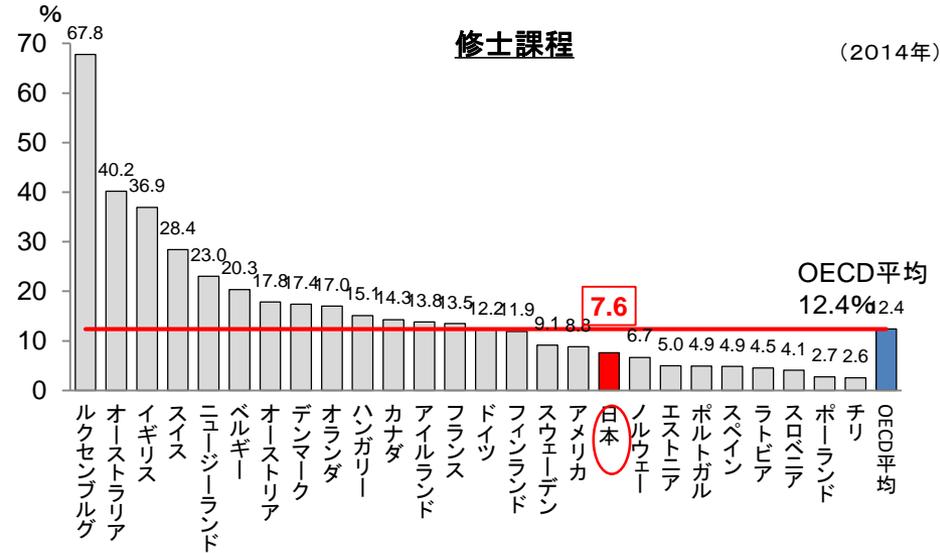
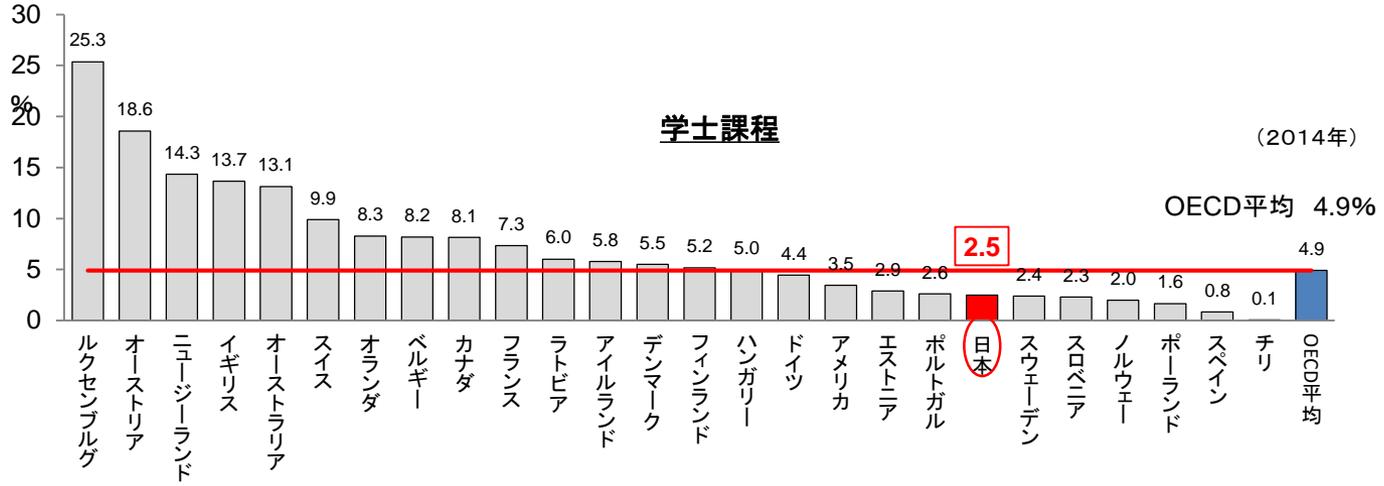
出典：独立行政法人日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
中国	94,111 (94,399)	△288	タイ	3,526 (3,250)	276
ベトナム	38,882 (26,439)	12,443	ミャンマー	2,755 (1,935)	820
ネパール	16,250 (10,448)	5,802	マレーシア	2,594 (2,475)	119
韓国	15,279 (15,777)	△498	米国	2,423 (2,152)	271
台湾	7,314 (6,231)	1,083	その他	21,645 (17,861)	3,784
インドネシア	3,600 (3,188)	412	合計	208,379 (184,155)	24,224

派遣先国・地域別

国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比	国・地域名	留学生数(前年数)	対前年比
米国	19,064 (19,334)	△270	フランス	1,540 (1,362)	178
中国	15,057 (17,226)	△2,169	韓国	1,212 (1,154)	58
台湾	5,816 (5,798)	18	ニュージーランド	774 (729)	45
英国	3,089 (3,071)	18	ブラジル	606 (-)	-
オーストラリア	1,817 (1,732)	85	その他	2,445 (2,449)	△4
ドイツ	1,777 (1,658)	119	合計	53,197 (55,350)	△2,153

【各国の学生に占める留学生の割合】



答申後の状況②

- 海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリーを実施する大学や学生数は増加している。

海外の大学へ送り出した学生数H21：259→H26：1,181、受け入れた学生数H21：1027→H26：4,274

【海外の大学との大学間交流協定に基づくダブル・ディグリーを実施する大学(大学全体)】



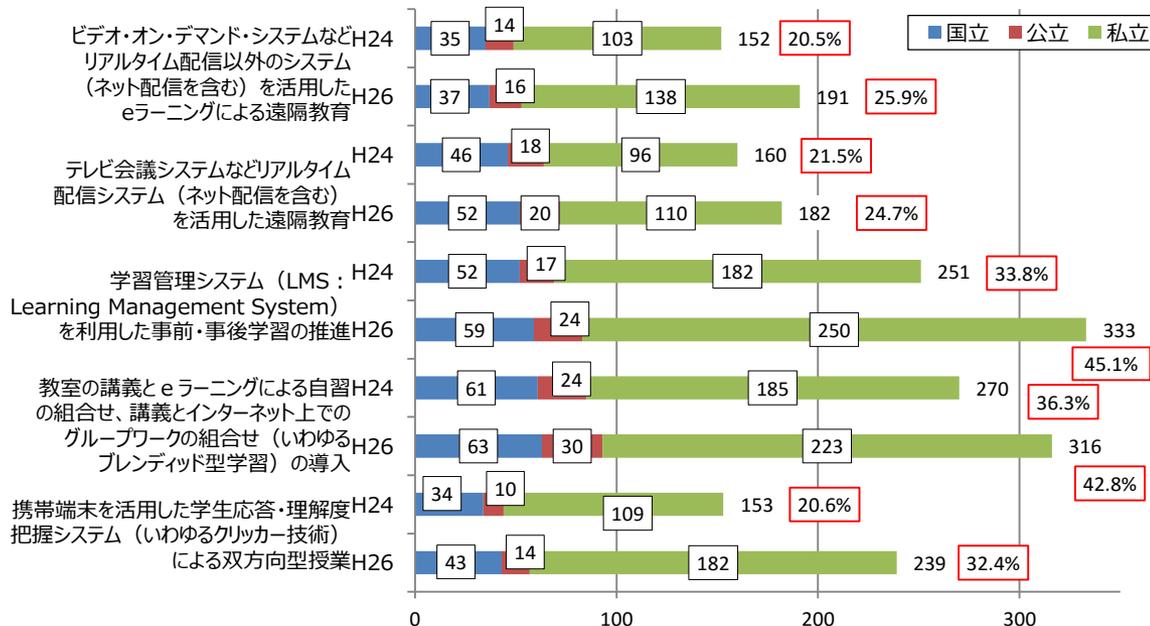
(注)平成22年度実績調査は、東日本大震災の影響を考慮し、実施していない。この調査における「ダブル・ディグリー」とは、我が国と外国の大学が、教育課程の実施や単位互換等について協議し、また、教育課程を共同で編成・実施し、単位互換を活用することにより、双方の大学がそれぞれ学位を授与する形態を指す。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成26年度)

答申後の状況③

- e-Learning等の情報通信技術（ICT）を利用した教育を実施する大学は増加。

【情報通信技術（ICT）を活用した教育を実施する大学(学部段階)】



(※) 大学院のみを設置する大学は母数に含めない。

学習管理システム（LMS：Learning Management System）：eラーニングの運用を管理するためのシステムのこと。学習者の登録や教材の配布、学習の履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分析、学習者との連絡等の機能がある。

ブレンディッド型学習：教室の講義とeラーニングによる自習の組合せ、講義とインターネット上でのグループワークの組合せによる学習。

クlicker技術：携帯端末等を活用した学生応答・理解度把握システム。

出典：文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成26年度)

第2章 新時代における高等教育の全体像

4 高等教育の質の保証

- ・ 高等教育の量的側面での需要がほぼ充足されてくる一方、特に大学設置に関する抑制方針の撤廃や準則主義化等もあり、大学等の新設や量的拡大も引き続き予想され、また、各高等教育機関が個性・特色を明確にしながら、大学が自律的選択に基づいて機能別に分化するなど全体として多様化が一層進むにつれて、学習者の保護や国際的通用性の保持のため、高等教育の質の保証が重要な課題となる。
- ・ 個々の高等教育機関は、教育・研究活動の改善と充実に向けて不断に努力することが大切である。また、高等教育の質の保証の仕組みを整えて効果的に運用することは、国としての基本的な責務である。
- ・ 高等教育の質の保証の仕組みとしては、事後評価のみでは十分ではなく、事前・事後の評価の適切な役割分担と協調を確保することが重要である。設置認可制度の位置付けを一層明確化して的確に運用するとともに、認証機関による第三者評価のシステムを充実させるべきである。
- ・ 個々の高等教育機関が質の維持・向上を図るためには、自己点検・評価がまずもって大切である。
- ・ また、教育内容・方法や財務状況等に関する情報や設置審査、認証評価、自己点検・評価により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たすことが求められる。

答申後の状況①

■ 設置認可審査制度について

- ①申請、届出において虚偽等の不正を行った設置者に対する厳格な対応（ペナルティ制度）（平成18年度）
- ②過度な準備不足の申請に対して、早期判定（不可）、警告の仕組みを導入（平成21年度）
- ③学生確保の見通しがあること、人材の需要等社会の要請を踏まえていることを審査基準として明確化（平成25年度）

大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会「大学設置認可の在り方の見直しについて（報告）」

1. 運用の改善などにより早期の実施が期待される事項

(1) 学生確保等に係る審査基準の明確化

- ・ 大学として社会の要請に応え、安定的、継続的な運営が確保できるよう、学生確保の見通しや社会的人材需要等を十分に考慮することを審査基準上明確化する。

- ④審査の初期段階で全体構想を聴取する構想審査会を実施（平成25年度）

(2) 審査の充実

(大学新設に係るもの)

- ・ 設置構想全体が社会的ニーズ等を反映し、現実性が十分に認められるものであることを確認できるよう、大学新設の際には、教育課程や教員等の内容の審査に入る前に、理事長（予定者）及び学長予定者を直接面接し、設置の理念を含む設置構想全体について説明を求める機会を設ける。

- ⑤大学等の設置後、設置計画の履行状況等について調査し必要に応じて指導・助言することを目的とした設置計画履行状況等調査（アフターケア：AC）について、意見レベルの明確化、「警告」の導入、改善が図られない場合の対象期間の延長等の改善策を実施（平成26年度）

3. 大学の質の向上のため、設置認可の見直しと併せて継続的に改善、充実を図っていくべき事項

(1) 設置認可後の事後チェック機能の強化を含む、質保証のトータルシステムの確立

答申後の状況②

■ 認証評価制度について

中央教育審議会大学分科会「認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）」

- ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
- ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
- ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

- (1) 大学評価基準に共通して定めなければならない事項として、①三つの方針(※)に関する事、②教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み(内部質保証)に関する事を追加。
- (2) 大学評価基準に定める項目のうち、定期的な自己点検・評価の取組を踏まえた各大学における自主的・自律的な質保証への取組である内部質保証に関する事については、重点的に認証評価を行う。
- (3) 認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の意見において「是正意見」「改善意見」が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握する。

等の改善に関し、関係省令を改正。(平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行)

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

設置計画履行状況等調査結果(平成28年度)

	国立	公立	私立	計
意見が付された大学等	2校	6校	229校	237校
是正意見が付された大学等	0校	0校	2校	2校
改善意見が付された大学等	2校	6校	229校	237校
意見が付されなかった大学等	74校	19校	113校	206校
計	76校	25校	342校	443校

※1校に是正意見と改善意見が付されている場合がある。

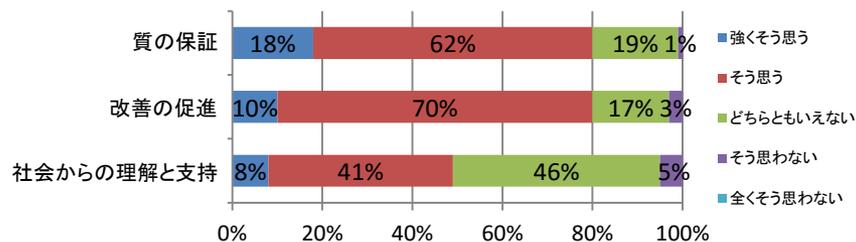
設置計画履行状況等調査の結果については、全ての大学が受けることを義務づけられている認証評価とアフターケアの有機的な連携が図られるよう、各認証評価機関に対して送付されている。

■ 自己点検について

平成3年・・・自己点検・評価を努力義務化(大学設置基準) 平成11年・・・自己点検・評価の実施と結果の公表を義務化(大学設置基準)
平成14年・・・自己点検・評価の実施と結果の公表に係る規定を法律上明示(学校教育法)(施行は平成16年度から)

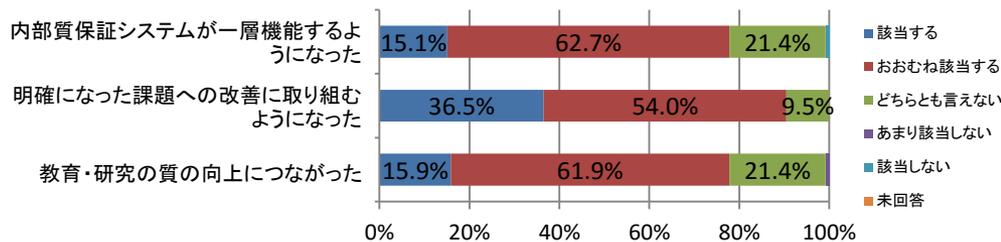
- ・認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)では、「適切な大学の方バナンスを働かせるために、定期的に大学自らの置かれている客観的な状況について調査し改善を行うため、大学における自己点検・評価の段階から客観的なデータや指標を積極的に活用する」ことについて提言されている。

認証評価の効果・影響



出典：独立行政法人大学評価・学位授与機構『進化する大学機関別認証評価』
回答数：143校

自己点検・評価活動による効果



出典：公益財団法人大学基準協会『第2期大学評価の有効性に関する調査(アンケート調査)』(平成27年5月)より
回答数 公私立の大学126校

答申後の状況③

- 大学の情報公開については、
 - ・教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）
 - ・各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）
 - ・情報公開への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け（平成23年）
 等の取組が行われている。

各大学が公表すべき情報

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
- 二 教育研究上の基本組織に関すること
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- 大学の多様な教育活動の状況を国内外にわかりやすく発信すると同時に、大学が自らの活動状況を把握・分析するため、共通的な情報公表の仕組みとして、**大学ポートレート**の運用を開始。（平成27年3月）
- 現在、『各大学の情報が大学間や経年で見るような改善が必要』といった改善意見がある。（大学ポートレート運営会議（第6回）より）

大学ポートレート公表項目（例）

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援（修学、留学生、就職・進路等）
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つの方針
- ・学部等の特色
- ・教育課程（取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等）
- ・入試（入学者数、入試方法）
- ・教員（教員組織、教員数、教員の有する学位・業績）
- ・学生（収容定員、学生数）
- ・費用及び経済支援（授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免）
- ・進路（進路卒業生数・修了者数、進学者数・就業者数）

大学ポートレート参加大学数

平成29年2月現在

	国立大学	公立大学	公立短期大学	私立大学	私立短期大学	株式会社立大学	合計
参加	86校 (100%)	73校 (83%)	13校 (76%)	581校 (97%)	302校 (97%)	3校 (75%)	1058校 (96%)
保留	0校 (0%)	0校 (0%)	0校 (0%)	1校 (0%)	0校 (0%)	0校 (0%)	1校 (0%)
不参加	0校 (0%)	15校 (17%)	4校 (24%)	16校 (3%)	10校 (3%)	1校 (25%)	46校 (4%)
計	86校 (100%)	88校 (100%)	17校 (100%)	598校 (100%)	312校 (100%)	4校 (100%)	1105校 (100%)

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

(1) 大学

- ・ 大学は、学術の中心として深く真理を探究し専門の学芸を教授研究することを本質とするものであり、その活動を十全に保障するため、伝統的に一定の自主性・自律性が承認されていることが基本的な特質である。
- ・ このような特質を持つ大学は、今後の知識基盤社会において、公共的役割を担っており、その社会的責任を深く自覚する必要がある。
- ・ 国際的通用性のある大学教育または大学院教育の課程の修了に係る知識・能力の証明としての学位の本質を踏まえつつ、今後は、教育の充実の観点から、学部や大学院といった組織に着目した整理を、学士・修士・博士・専門職学位といった学位を与える課程中心の考え方に再整理していく必要があると考えられる。

答申後の状況

■「博士課程教育リーディングプログラム」

優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援。平成23年度に事業を開始し、33大学62プログラムが対象。

■中央教育審議会大学分科会「今後の各高等教育機関の役割・機能の強化に関する論点整理」（平成29年2月）

5. 今後の高等教育改革全体の課題として中期的視点、長期的視点からより詳細に検討すべき論点

(2) 中期的視点、長期的視点からの論点

i) 変化への対応や価値の創造等を実現するための学生の学びの質の向上

- 平成24年の「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（答申）において、「学生の能力をどう伸ばすかという学生本位の視点に立った学士課程教育へと質的な転換を図るためには、教員中心の授業科目の編成から学位プログラム中心の授業科目の編成への転換が必要」との提言がなされるなど、これまで重ねて指摘されてきたが、現行制度は、「学位プログラム」の実施に着目した大学制度となっており、関係者の間でもこのことへの十分な理解が進んでいるとは言えない。

【将来像の主な内容】

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

1 各高等教育機関の教育・研究の質の向上に関する考え方

(1) 大学

(ウ) 教員組織

・大学が、人材育成と学術研究の両面において、本来の使命と役割をより積極的かつ効果的に果たしていくためには、常に教員組織の在り方が最も適切なものとなるよう努力していくことが必要である。現行制度では、大学教員の基本的な職として、教育・研究を主たる職務とする職である教授及び助教授とともに、主たる職務が教育・研究か教育・研究の補助かが必ずしも明瞭でない助手の職が定められている。今後はこれを見直し、教育・研究を主たる職務とする職としては、教授、准教授のほかに新しい職として「助教」を設けて3種類とするとともに、助手は、教育・研究の補助を主たる職務とする職として定めることが適当である。また、大学設置基準の講座制や学科目制に関する規定を削除して、教員組織の基本となる一般的な在り方を規定し、具体的な教員組織の編制は、各大学が自ら教育・研究の実施上の責任を明らかにしつつ、より自由に設計できるようにすべきである。

答申後の状況①

■ 第162回通常国会「学校教育法の一部を改正する法律（平成17年法律第83号）」（平成19年4月1日施行）

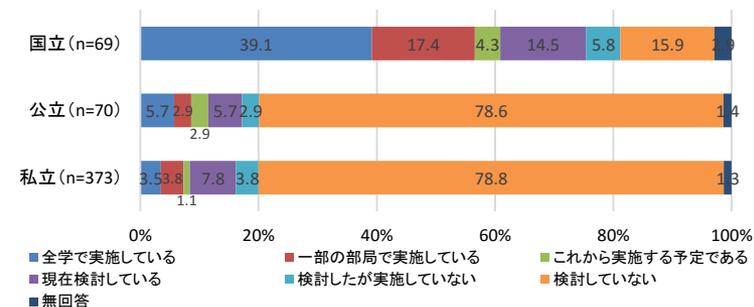
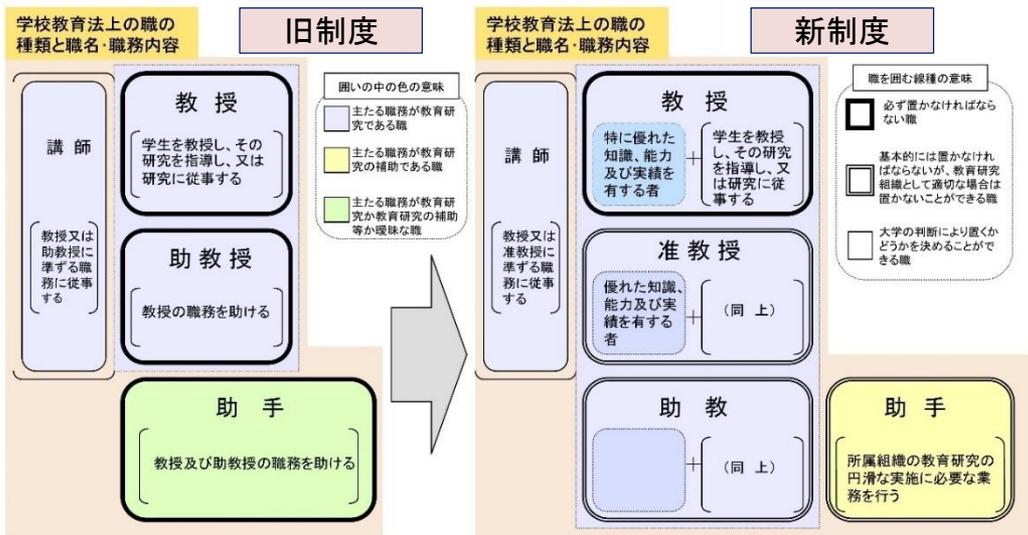
- (1) 助教授を廃止し、「**准教授**」を設ける。
- (2) 助手のうち主として教育研究を行う者のために「**助教**」の職を設ける。

答申後の状況②

■ 大学設置基準等の改正
学科目制・講座制に関する規定を削除し、各大学が、教員の適切な役割分担と相互の連携体制を確保し、**教育研究上の責任体制が明確になるよう教員組織を編制**するものとする。（平成19年4月1日施行）

答申後の状況③

■ 「**教教分離**」型の改組の実施状況
 教育組織と教員組織を分離する組織の改組の実施状況について見ると、多くの国立大学で実施されている一方、「全学で実施している」「一部の部局（学部、研究科など）で実施している」「これから実施する予定である」のいずれかを回答した割合は、公立大学で11.5%（8校）、私立大学で8.4%（31校）であった。



【将来像の主な内容】

(エ) 学士課程

学士課程について、各大学には、大学における「教養教育」や「専門教育」等の在り方を総合的に見直して再構築することにより、現状よりさらに充実した教育を展開することが強く求められる。

学士課程は、「21世紀型市民」の育成・充実を目的としつつ、教養教育と専門基礎教育を中心に主専攻・副専攻を組み合わせた「総合的教養教育型」や「専門教育完成型」など、様々な個性・特色を持つものに分化し、多様で質の高い教育を展開することが期待される。

答申後の状況①

■ 「学士課程教育の構築に向けて(中央教育審議会答申) (平成20年12月24日)」

・ 各専攻分野を通じて培う学士力の提示

＜現状・課題＞

＜改善方策の例＞

(1) 学位授与の方針について

・他の先進国では「何を教えるか」より「何が
できるか」を重視した取組が進展
・一方、我が国の大学が掲げる教育研究の目的
当は総じて抽象的
・学位授与の方針が、教育課程の編成や学修評
価の在り方を律するものとなっていない
大学の多様化は進んだが、学士課程を通じた最
低限の共通性が重視されていない

・大学は、卒業に当たっての学位授与の方針を
具体化・明確化し積極的に公開
・国は学士力に関し、参考指針を提示
(学士力に関する主な内容)

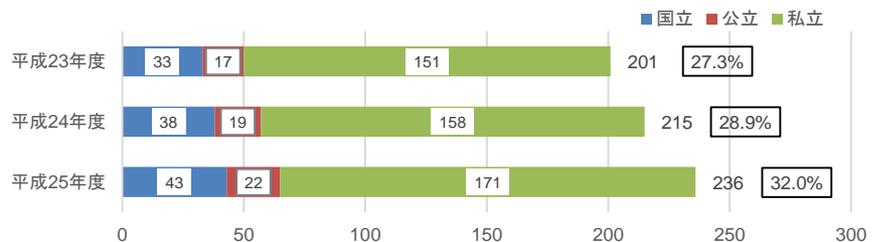
1. 知識・理解 (文化、社会、自然 等)
2. 汎用的技能 (コミュニケーションスキ
ル、数量的スキル、問題解決能力 等)
3. 態度・志向性 (自己管理能力、チーム
ワーク、倫理観、社会的責任 等)
4. 総合的な学習経験と創造的思考力

(2) 教育課程編成・実施の方針について

・学修の系統性・順次性が配慮されていないと
の指摘
・学生の学習時間が短く、授業時間外の学修を
含めて45時間で1単位とする考え方が徹底され
ていない
・成績評価が教員の裁量に依っており、組織
的な取組が弱いとの指摘

・順次性のある体系的な教育課程を編成
・国は分野別のコア・カリキュラム作成を支援
・学生の学習時間の実態を把握した上で、単位
制度の実質化
・成績評価基準を策定し、GPA等の客観的な評
価基準を適用

【主専攻・副専攻の導入状況】



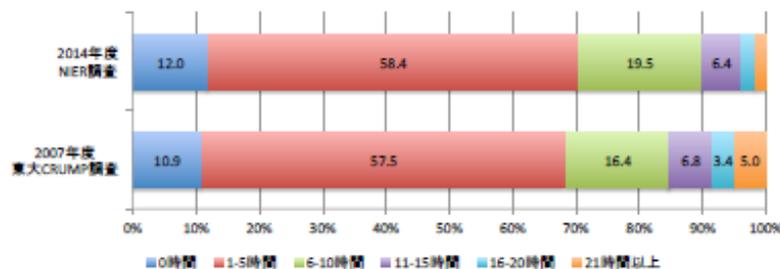
出典: 文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」(平成25年度)

答申後の状況②

■ 「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、 主体的に考える力を育成する大学へ～(中央教育審議会答申)

(平成24年8月28日)」

・学生の学修時間の増加を始点とした教育の質的転換の推進を目指して
いるが、学生の自律的な学修時間に大きな変化は見られない。



出典: 国立教育政策研究所「大学生の学習実態に関する調査研究について」(平成28年3月)

【将来像の主な内容】

(オ) 大学院（修士・博士・専門職学位課程共通）

大学院教育については、課程制大学院制度の趣旨を踏まえて、それぞれの課程の目的・役割を明確にした上で、大学院における教育の課程の組織的展開の強化(大学院教育の実質化)を図る必要がある。

(カ) 修士課程

修士課程は、研究者等養成(の第1段階)、高度専門職業人養成及び「21世紀型市民」の高度な学習需要への対応の三つの機能を担うものであり、これに沿った体系的な教育課程を編成する必要がある。

(キ) 博士課程

博士課程は、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、産学官を通じたあらゆる研究・教育機関の中核を担う研究者等及び確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員を養成する。このため、体系的な教育課程を編成する必要がある。

今後の知識基盤社会にあっては、博士号取得者が、研究・教育機関ばかりではなく企業経営、ジャーナリズム、行政機関、国際機関等の多様な場で中核の人材として活躍することが期待される。

(ク) 専門職学位課程

専門職学位課程は、幅広い分野の学士課程の修了者や社会人を対象として、特定の高度専門職業人の養成に特化して、国際的に通用する高度で専門的な知識・能力を涵(かん)養する課程として、明確な役割を担うことが適当である。

答申後の状況①

■新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－(中央教育審議会答申)(平成17年9月5日)

(1) 大学院教育の実質化－教育の課程の組織的展開の強化－
各大学院の課程の目的を明確化した上で、これに沿って、学位授与へと導く体系的な教育プログラムを編成・実践し、そのプロセスの管理及び透明化を徹底する方向で、大学院教育の実質化(教育の課程の組織的展開の強化)を図る。

(2) 国際的な通用性、信頼性の向上－大学院教育の質の確保－
大学院評価の確立、国際的な質保証活動への参加、世界的な教育研究拠点の形成支援等を通じ、質の高い大学院教育を提供し、国際的な通用性、信頼性の向上を図る。

■大学院教育振興施策要綱(文部科学大臣決定)(平成18年3月30日) ・各国公私立大学における大学院教育の充実・強化を図る観点から、今後の大学院教育の改革の方向性及び早急に取り組むべき重点施策を明示

<主な施策>

○グローバルCOEプログラム

国際的に第一級の力量を持つ研究者等を養成するため、国際的に卓越した教育研究拠点形成を図る取組を対象とした補助金

○組織的な大学院教育改革推進プログラム

明確な人材養成目的に沿った組織的・体系的なカリキュラムやコースワークの改善など、大学院教育の実質化を図るための優れた取組を対象とした補助金

答申後の状況②

■グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～(中央教育審議会答申)(平成23年1月31日)

・大学院教育の実質化に関する検証

<主な施策>

○博士課程リーディングプログラム

優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、国内外の第一級の教員・学生を結集し、産・学・官の参画を得つつ、専門分野の枠を超えて博士課程前期・後期一貫した世界に通用する質の保証された学位プログラムを構築・展開する大学院教育の抜本的改革を支援し、最高学府にふさわしい大学院の形成を推進する補助金。

答申後の状況③

■未来を牽引する大学院教育改革～社会と協働した「知のプロフェッショナル」の育成～(大学分科会審議まとめ)(平成27年9月15日)

・高度な専門的知識と倫理観を基礎に自ら考え行動し、新たな知及びそれに基づく価値を創造し、グローバルに活躍し未来を牽引する「知のプロフェッショナル」育成のための大学院改革を推進

<主な施策>

○卓越大学院プログラム(仮称)

世界最高水準の教育力と研究力を備え人材交流・共同研究のハブとなる

「**卓越大学院(仮称)**」を形成

⇒ 新たな知の創造と活用を主導し、社会にイノベーションをもたらすことができる博士人材(知のプロフェッショナル)の育成(国は、競争的な環境の下で重点的に支援を実施。)

【将来像の主な内容】

(ケ) 短期大学の課程

短期大学の課程は、ユニバーサル段階の身近な高等教育の一つとして、また、地域と連携協力して多様な学習機会を提供する、知識基盤社会での土台づくりの場として、新時代にふさわしい位置付けが期待され、短期大学の課程の積極的な改革が期待される。これらの点を踏まえつつ、短期大学における教育の課程修了を学位取得に結び付けるよう制度改正を行うことが適切である。

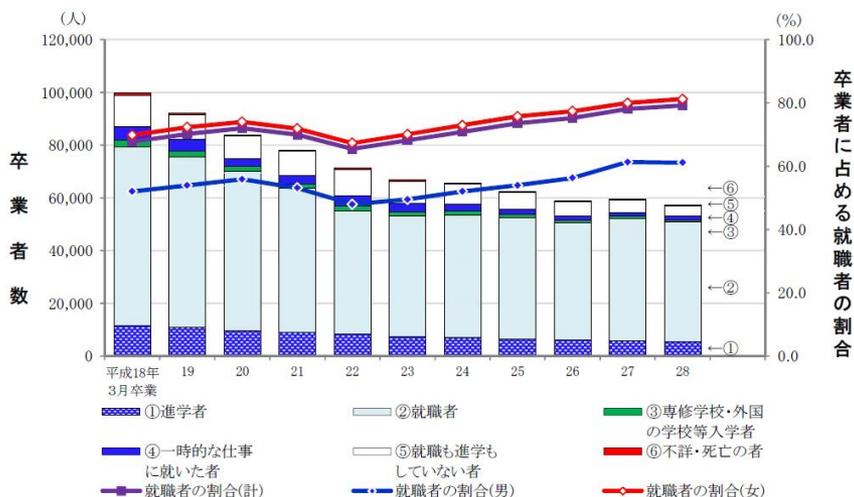
答申後の状況①

- H17将来像答申を踏まえ、短期大学における制度改正等を実施。
 - ・ 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。
(平成19年4月から)

(メリット)

- ・ 短期大学の個性・特色を一層明確化
- ・ 国際的な通用性を一層確保

【短期大学卒業者の状況】



出典：文部科学省「学校基本統計」

答申後の状況②

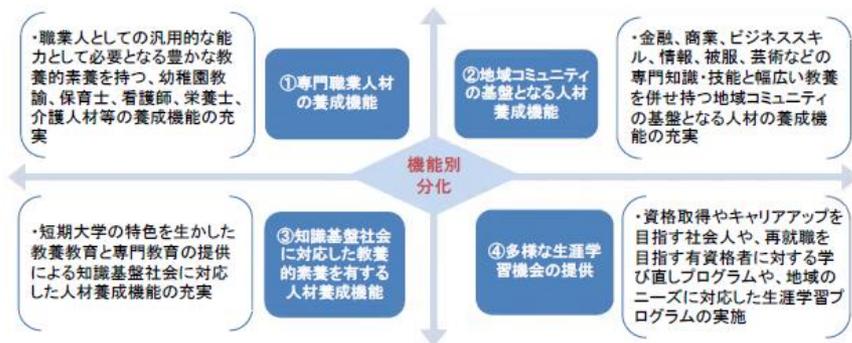
- 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～(中央教育審議会答申)
(平成24年8月28日)
 - ・ 短期大学士課程について、知識基盤社会、成熟社会の中でその機能をどのように再構築すべきかなど、その在り方の検討を要請



■ 短期大学の今後の在り方について

(大学分科会大学教育部会短期大学WG審議まとめ)(平成26年8月6日)

- ・ 短期大学の特徴的な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



【将来像の主な内容】

(2) 高等専門学校

高等専門学校は、5年一貫の実践的・創造的技術者等の養成という教育目的や、早期からの体験重視型の専門教育等の特色を一層明確にしつつ、今後とも応用力に富んだ実践的・創造的技術者等を養成する教育機関として重要な役割を果たすことが期待される。

現在、高等専門学校の単位については、教室内における30時間の履修を1単位として計算されているが、授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果も考慮した単位計算方法を導入することが適切である。

答申後の状況①

■ H17将来像答申を踏まえ、高等専門学校における制度改正等を実施。

(1) 高等専門学校設置基準の改正

授業形態・指導方法の多様性や自学自習による教育効果を考慮した計算方法の導入による柔軟なカリキュラム等の実現のため、**45時間の学修を1単位とする計算方法を導入**

(2) 高等専門学校教育の充実について(中央教育審議会答申)

(平成20年12月24日)

高等専門学校教育の現状及び社会経済環境の変化等を踏まえ、高等専門学校教育の充実の方向性を提示

答申後の状況②

■ 高等専門学校の充実について

(高等専門学校の充実に関する調査研究協力者会議)(平成28年3月)

・ 今後の高等専門学校教育の在り方と充実方策、地域・産業界との連携及び国際化の対応等、**高専教育の充実に向けた具体的方策を提示**

・ 高等専門学校教育の今後の在り方(基本的方向性)

(1) 本科の在り方

- 社会と地域ニーズに応じた実践的・創造的技術者養成
- 本科卒業後の進学者が4割に近いことを踏まえた教育内容の充実
- 英語教育をはじめとするグローバル化の一層の強化

(2) 専攻科の在り方

- 本科5年の教育を基礎とした特色ある実践的教育・研究の充実
- 各専攻科の特色を踏まえつつ、専門性の深化、融合・複合領域への展開、海外・中長期インターンシップなど、教育研究の充実

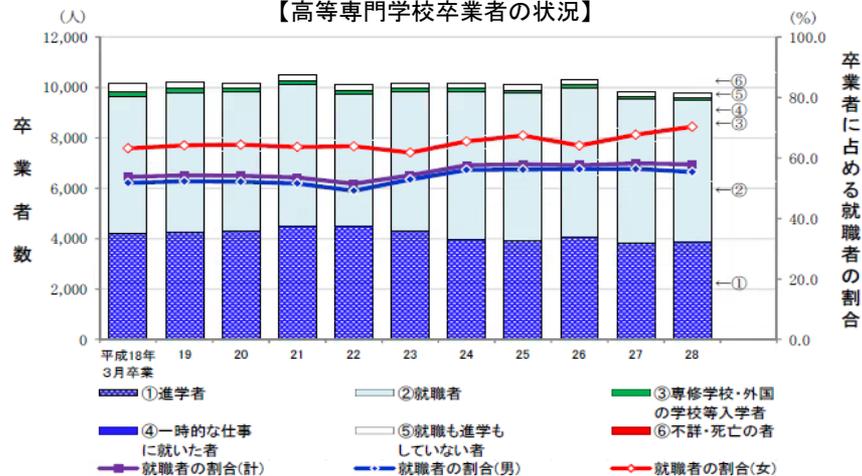
(3) 学位授与について

- 高等専門学校制度の本質に関わる問題であり、今後も引き続き慎重に議論していくことが必要

(4) 高等専門学校の規模・配置についての考え方

- 入学志願倍率1.76倍、入学定員充足率1.03、求人倍率20.2倍
- 全体規模は当面維持しつつ、少子化の進展や産業構造・就業構造の変化等により状況に大きな変化があれば改めて検討が必要

【高等専門学校卒業者の状況】



出典：文部科学省「学校基本統計」

【将来像の主な内容】

(3) 専門学校

知識・技術等の高度化や専門特化した技術者養成等のため、修業年限の長期化・多様化に伴い、専門学校の高等教育機関としての性格も短期から長期まで様々なものに拡大してきている。一方で、実践的な職業教育・専門技術教育機関としての専門学校の性格を明確化し、その機能を充実することが期待される。

誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図る一環として、一定の要件を満たすと認められた専門学校を卒業した者に対して大学院入学資格を付与することが適切である。

答申後の状況①

■ H17将来像答申を踏まえ、専門学校における制度改正等を実施。

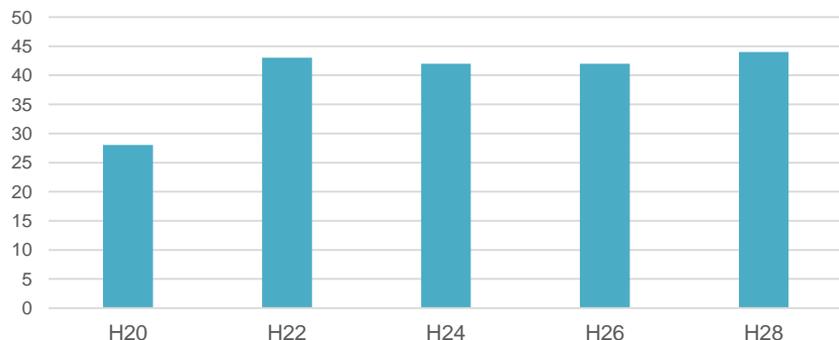
(1) 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成17年度）

これまでの「専門士」に加え、一定の要件（修業年限4年以上、総授業時数3,400時間以上等）を満たす高度な職業教育を行う専修学校の専門課程の修了者に対し、新たに「高度専門士」の称号を付与

(2) 「学校教育法施行規則」及び「大学院入学資格等に係る専修学校専門課程の指定に関する実施要項」の改正

一定の要件（高度専門士と同様）を満たす専門課程の修了者に対し大学院入学資格を付与

4年制専門学校卒業者の大学院入学状況



出典：全国学校法人立専門学校協会「4年制専門学校卒業者大学院入学状況調査」
※回収率：約8割

答申後の状況②

- 専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程
- ・ 「高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みの趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定

【「職業実践専門課程」の認定状況（平成29年2月24日現在）】

	学校数	学科数
認定	902校 (32.0%)	2,773学科 (39.5%)

※()内の数字は学校数については全専門学校数(2,817校)、学科数については修業年限2年以上の全学科数(7,005学科)に占める割合。

答申後の状況③

- これからの専修学校教育の振興のあり方について（報告）
（これからの専修学校教育の振興のあり方検討会議（平成29年3月））

- ・ 基本的方向性（専修学校教育振興策の骨太方針）

<3つの柱>

専修学校振興策を、3本柱のもとに整理する。

- I 「人材養成」（専修学校教育の人材養成機能の向上）
- II 「質保証・向上」（専修学校教育の質保証・向上）
- III 「学習環境」（学びのセーフティネットの保障）

<2つの横断的視点>

振興策は、上記の3本柱を基軸としつつ、社会から期待される役割を適切に果たしながら改善・向上に取り組む学校を応援する方向性を基本とする。このため、以下の2つの横断的視点を意識する。

- (1) 「特色化・魅力化支援」（専修学校全体のレベルアップ・地位向上を応援）
- (2) 「高度化・改革支援」（より優れた専修学校の取組を応援）

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

2 国公立大学の特色ある発展に関する考え方

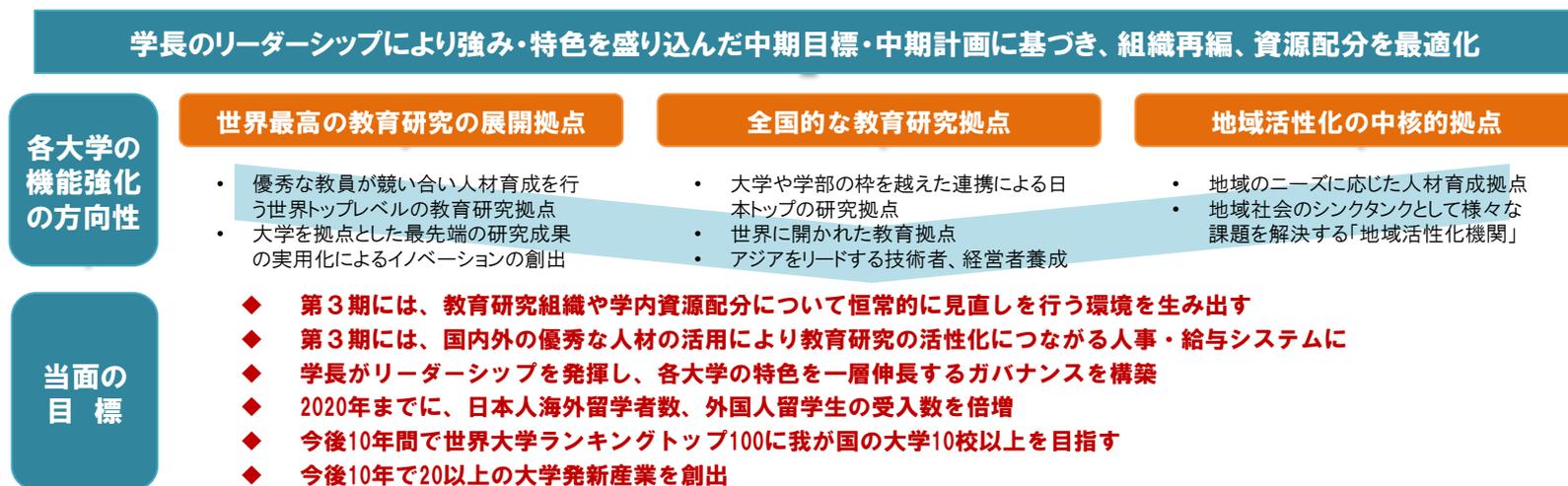
国公立大学がそれぞれ特色ある教育・研究を展開していくことは、21世紀初頭における社会の多様な要請等に国公立大学全体で適切にこたえていくというだけでなく、高等教育全体の活性化の上からも重要である。

各大学ごとの個性・特色は、国公立を問わず、各大学自らの選択に基づくものであるが、国公立それぞれを全体としてみた場合の特色を意識しておくことは、高等教育の発展と国公立それぞれへの支援の在り方を考える上で、今日でも十分に意義を有するものと考えられる。

答申後の状況①

- 国立大学については、法人化後10年を迎え、「国立大学改革プラン」を策定（平成25年11月）。[法人化の成果と社会経済状況の変化を踏まえ、第3期に目指す国立大学の在り方を提示](#)した。

【国立大学改革プラン（概要）】



- 私立大学については、全学生の約7割強を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性とともに、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例など、私立大学にかかる諸課題も鑑みつつ、私立大学の振興に関する総合的な検討を行うため「私立大学等の振興に関する検討会議」を開催。平成28年4月以降、計15回の議論を行い、「議論のまとめ」を作成。以下の項目について、[今後の私立大学振興の方向性](#)を示した。

- ・ ガバナンスの在り方について
- ・ 経営力の強化について
- ・ 経営困難な状況への対応について
- ・ 財政基盤の在り方について
- ・ 私学助成の充実、仕組み等の再構築

【将来像の主な内容】

第3章 新時代における高等教育機関の在り方

3 高等教育機関の設置形態の多様化に関する考え方

現在、構造改革特区において認められている株式会社立大学の今後の位置付け等については、「高等教育の質」の保証や株式会社の特性といった観点を念頭に置きつつ、特区における実施状況に関し、公共性・安定性等についての検証・評価を十分に時間をかけて慎重に行った上で、改めて検討する必要がある。

答申後の状況①

- 株式会社立大学については、平成16年度に2大学が設置され、最大で7大学存在した時期もあったが、現在は4大学となっている。

【株式会社立大学一覧】

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20・21・22年度	平成23・24・25年度	平成25～29年度
大学名	デジタルハリウッド大学院大学 LEC東京リーガルマインド大学	+	+	+	-	-	-
		ビジネス・ブレークスルー大学 院大学	グロービス経営大学院大学 日本教育大学院大学 LCA大学院大学	サイバー大学	グロービス経営大学院大学 (学校法人立へ移行)	LCA大学院大学	日本教育大学院大学 (学校法人立へ移行)
合計	2大学	3大学	6大学	7大学	6大学	5大学	4大学

答申後の状況②

- 株式会社立大学については、設置準備が整っていない段階での申請も散見され、大学設置・学校法人審議会からのコメントが出されたこともある。

(平成19年11月27日 大学設置・学校法人審議会会長コメント 抜粋)

規制緩和の流れの中、大学新設の抑制方針の撤廃、審査基準の準則化、認可事項の縮減など「事前規制から事後チェックへの転換」の考え方に基づき、設置審査が行われてきているが、その前提となる大学自身の自覚と責任の徹底という点において、懸念せざるを得ない案件が少なくないことは、大いに危惧される場所である。本年1月には文部科学大臣が、株式会社が設置するある大学に対して学校教育法に基づく勧告を行う事態にも至っている。各申請者はじめ大学の設置・運営に関わる全ての方に対して、あらためて大学を設置する責任の重みを十分に自覚いただくよう強くお願いしたい。

【将来像の主な内容】

第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割

1 高等教育の発展を目指した支援の在り方

今後、我が国においては、高等教育に対する公的支出を欧米諸国並みに近づけていくよう最大限の努力が払われる必要がある。その際、厳しい財政状況や高等教育への社会の負託を踏まえつつ、全ての関係者が、国民の理解を得られるよう説明責任を十分果たしていく必要がある。

高等教育への財政的支援は、国内的のみならず国際的な競争的環境の中にあつて、高等教育機関が持つ多様な機能に応じた形に移行し、機関補助と個人補助の適切なバランス、基盤的経費助成と競争的資源配分を有効に組み合わせることにより、多元的できめ細やかなファンディング・システムが構築されることが必要である。これにより、国公私それぞれの特色ある発展と穏やかな役割分担、質の高い教育・研究に向けた適正な競争が目指されるべきである。

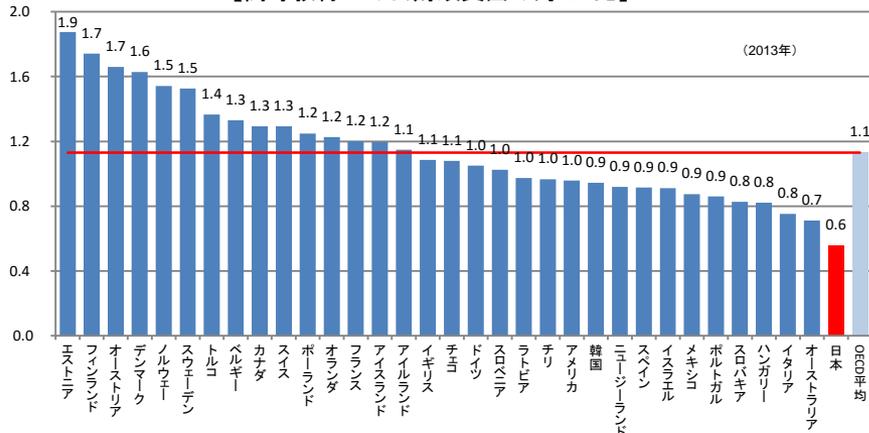
答申後の状況①

■ **高等教育に対する公財政支出はOECD平均を大きく下回る状況**である。

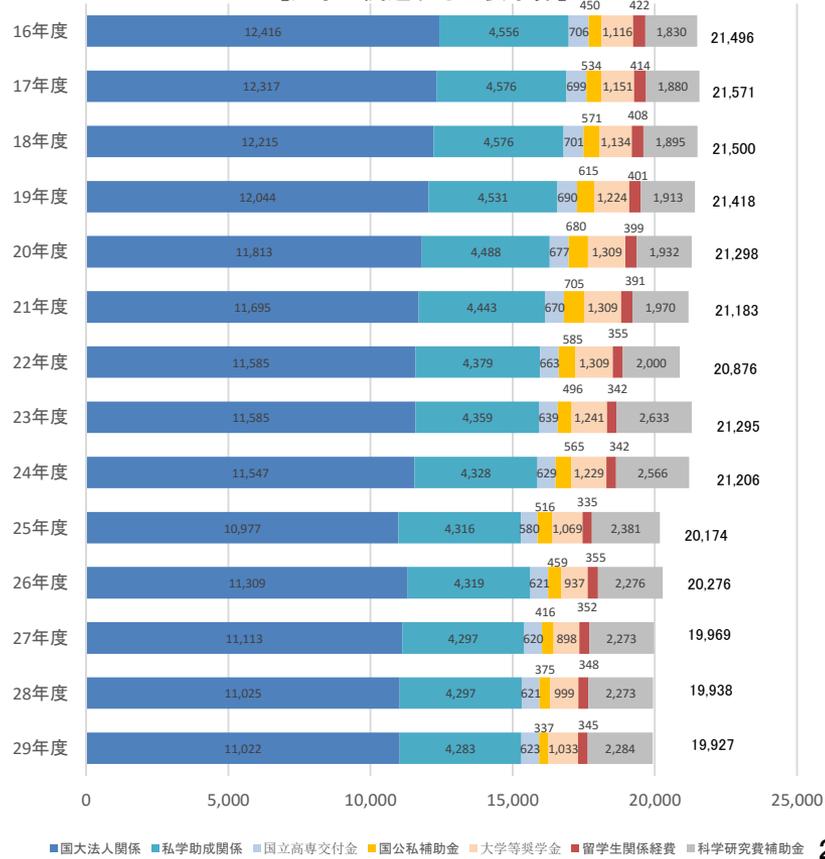
答申後の状況②

■ **大学に関連する主要予算は、全体として減少**。

【高等教育への公財政支出の対GDP比】 出典:OECD図表でみる教育(2016)

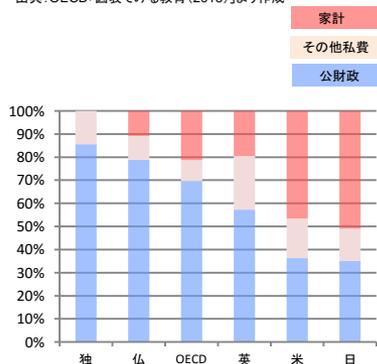


【大学に関連する主要予算】

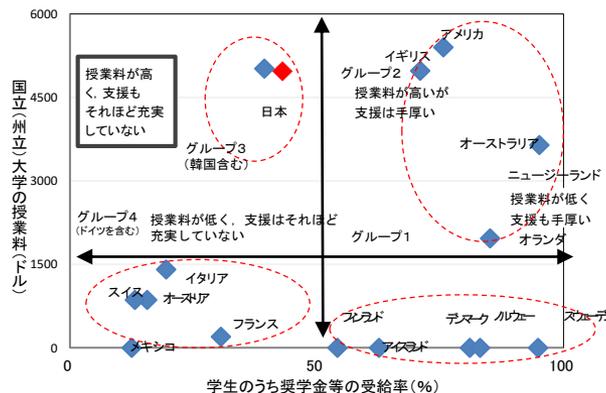


【教育費の公費・私費負担割合】

出典:OECD「図表でみる教育(2016)」より作成

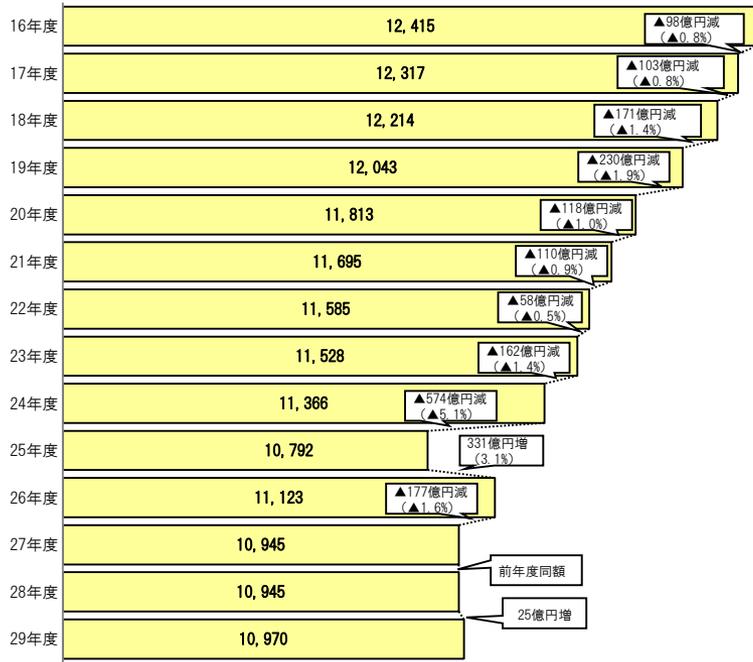


【授業料と奨学金の相関】 出典:OECD「図表でみる教育(2014)」より作成

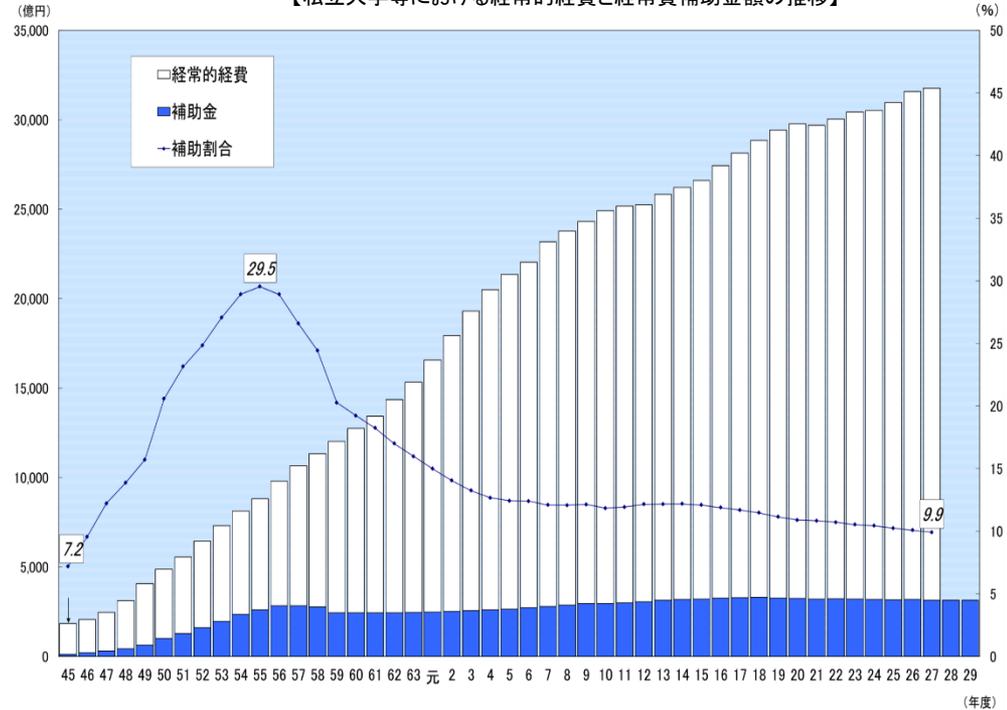


■特に、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金、私学助成の推移は以下の通り

【国立大学法人運営費交付金の推移】

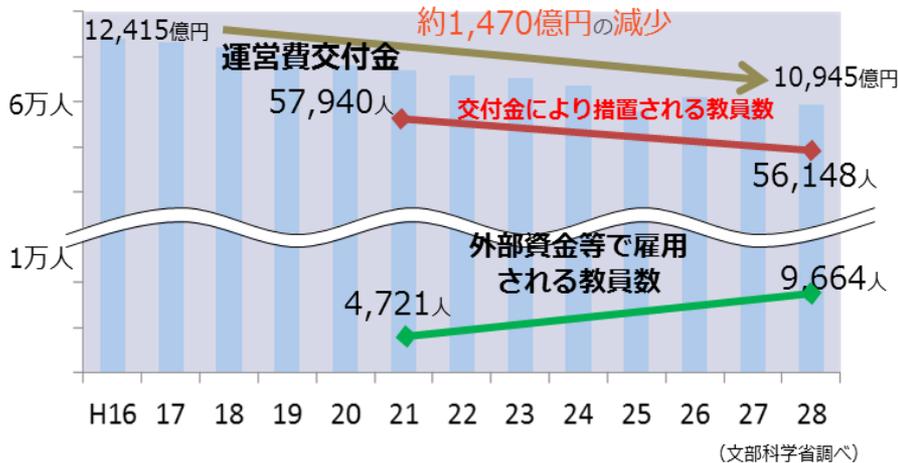


【私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移】

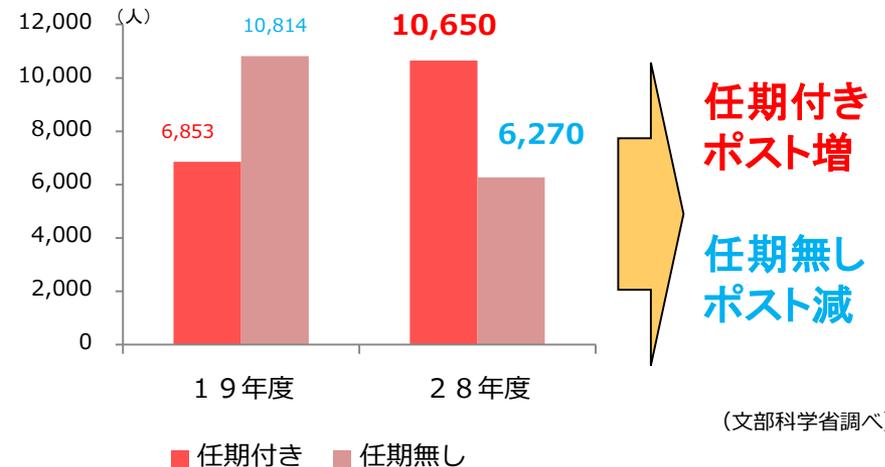


■外部資金で研究費を措置しても、教育研究を支える基幹的な教員の体制確保は、基盤的経費でなければできない。

【国立大学法人運営費交付金と教員数の推移】



【国立大学における若手教員の雇用状況の変化】



(文部科学省調べ)

第4章 高等教育の発展を目指した社会の役割

2 高等教育の発展を目指した各方面の取組

地方公共団体と国公立を通じた地域の大学全体との関係については、委託研究等の産学官（公）連携の推進や学校教員の養成、公開講座の実施等につき、有機的な連携を図ることが期待される。地方公共団体が公立大学を設置し管理運営を行う場合には、例えば公立大学法人制度を活用するなどして、大学の自律性を十分に尊重しながら、より一層の教育・研究機能の強化に向けた改革努力を支援することが期待される。

産業界は、学士・修士・博士等の学位取得者の採用・処遇に関し、それぞれの学位の種類に応じた取扱いがなれるよう、十分に配慮することが期待される。

また、人材の流動化を一層促進し我が国社会の活性化を図るためには、産業界が社会人の大学院等への進学・再入学を積極的に支援することが重要である。

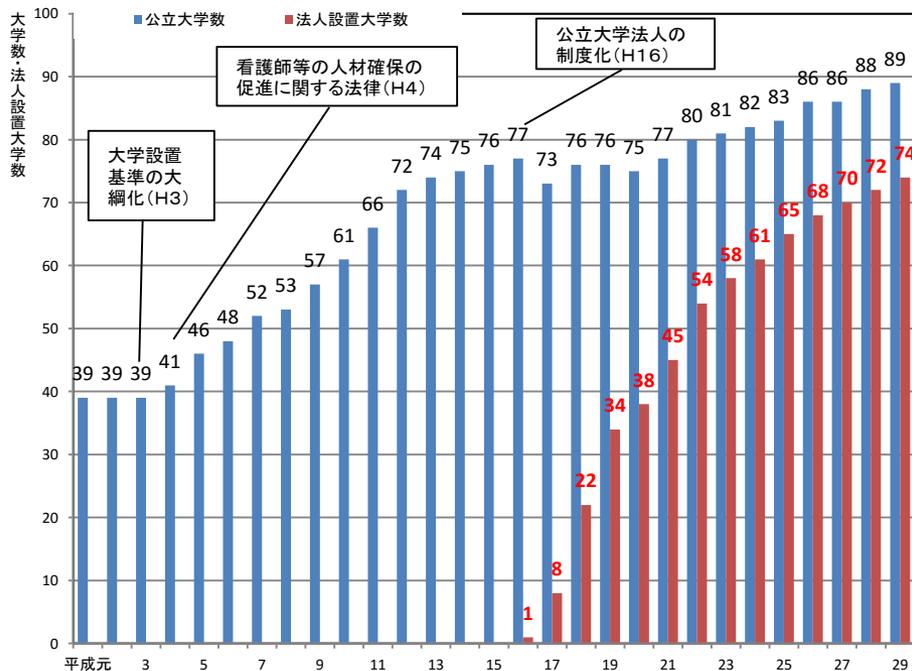
さらに、研究開発を自社内部で完結させる「自前主義」には効率性や競争力確保の上でも限界があることから、各企業の経営・研究開発戦略において、大学との共同研究や技術移転等の産学官連携を柱の一つとして明確に位置付け、国内の大学を一層積極的に評価・活用することが期待される。

このような産業界の取組を促進するため、高等教育機関側と産業界側の情報交換の場を設けることは極めて重要である。

答申後の状況①

- **公立大学法人制度を活用した公立大学の数は年々増加している**

【公立大学数・公立大学法人設置大学数】

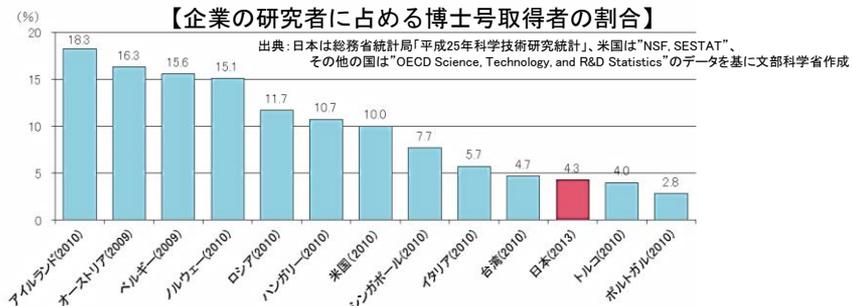


出典：全国大学一覧

答申後の状況②

- **企業の研究者に占める博士号取得者の割合は、他国に比べ低い**
- **中央教育審議会大学分科会の審議まとめでは、「大学院修了者の積極的な採用と能力に応じた適切な処遇などに取り組むことが期待される」とある。**
 （「未来を牽引する大学院教育改革」（平成27年9月15日））

【企業の研究者に占める博士号取得者の割合】



出典：日本は総務省統計局「平成25年科学技術研究統計」、米国は「NSF, SESTAT」、その他の国は「OECD Science, Technology, and R&D Statistics」のデータを基に文部科学省作成

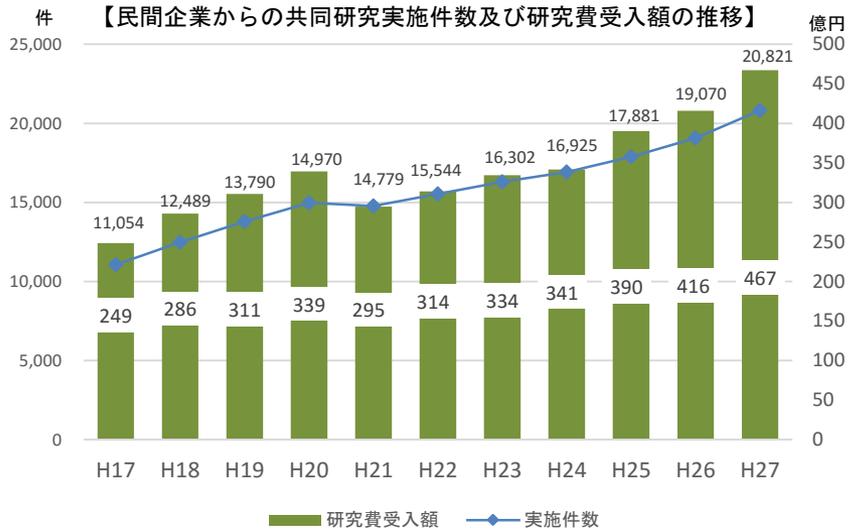
【米国の上場企業の管理職等の最終学歴】 【日本の企業役員等の最終学歴（従業員500人以上）】

	人事部長	営業部長	経理部長	大学院卒	5.9% (6,200人)
大学院修了	61.6%	45.6%	43.9%	大学院卒	61.4% (64,900人)
うちPhD取得	14.1%	5.4%	0.0%	短大・高専・専門学校卒	7.4% (7,800人)
うちMBA取得	38.4%	38.0%	40.9%	高卒	23.6% (24,900人)
四年制大学卒	35.4%	43.5%	56.1%	中卒・小卒	1.7% (1,800人)
四年制大卒未満	3.0%	9.8%	0.0%		

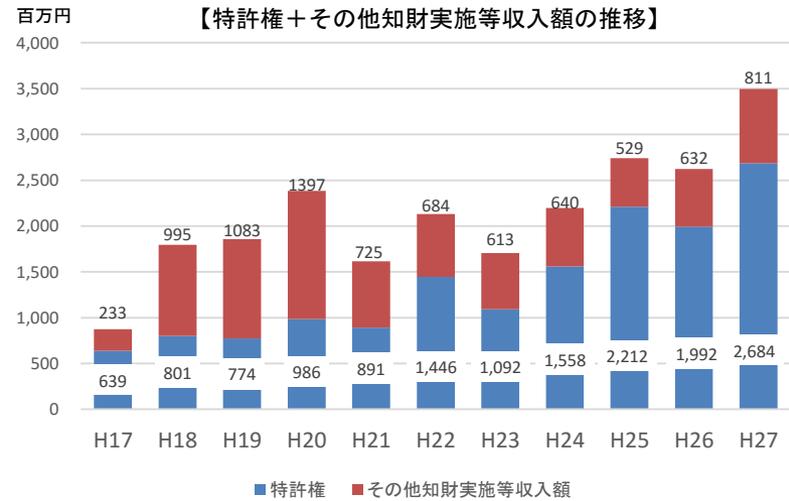
出典：日本分：総務省「就業構造状況調査(平成19年度)」 米国分：日本労働研究機構が実施した「大卒ホワイトカラーの雇用管理に関する国際調査(平成9年)」(主査：小池和夫法政大学教授)

答申後の状況③

■ 企業と大学の共同研究及び技術移転等の産学連携については、増加傾向



出典:文部科学省「平成27年度 大学等における産学連携等実施状況について」
 ※大学等とは、国公立大学(短期大学を含む)、国公立高等専門学校、
 大学共同利用機関法人を指す。



※実施機関は大学、短大、高専、専門学校及び大学共同利用機関
 ※その他知財実施とは、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など

出典:文部科学省「大学等における産学連携等実施状況について」

答申後の状況④

■ 高等教育機関側と産業界側の情報交換の場として、平成27年5月に理工系人材に関する産学官円卓会議を設置。本年5月末に取りまとめ予定。